令和4年 第4回(定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録(第3日) 令和4年12月19日(月曜日)

議事日程(第3号)

令和4年12月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

 1番 山中 正樹君
 2番 栄本 忠嗣君

 3番 白鳥 法子君
 4番 竹田 茂伸君

5番 山根 耕治君 6番 岡﨑 裕一君

8番 田中 豊文君 9番 新田 健介君

10番 吉村 忍君 11番 尾元 武君

12番 小田 貞利君 13番 久保 雅己君

14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君

書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……… 藤本 淨孝君 代表監査委員 …… 大原 秀三君

副町長 ……………… 岡村 春雄君 教育長 …………… 星野 朋啓君

病院事業管理者 …… 石原 得博君 総務部長 …… 中元 辰也君

午前9時30分開議

○議長(荒川 政義君) 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

議事に入る前に、12月7日の本会議で審議した議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の 制定について執行部からの答弁の内容を訂正させていただきたいとの申出がありました。

これより発言の訂正を求めます。藤本町長。

○町長(藤本 淨孝君) 12月7日に御審議をいただきました議案第14号周防大島町定住促進住宅条例の制定についての田中議員からの質問に対する私の答弁において、若者定住促進住宅を小松開作に設置をした理由として、町外への通勤に要する時間が15分以内の範囲とする趣旨の発言をいたしましたが、正しくは、大島大橋から10分以内の範囲でございました。

ここに訂正させていただきますとともに、おわびを申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 以上で、発言の訂正を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長(荒川 政義君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は8名であります。通告順に質問を許します。9番、新田健介議員。

○議員(9番 新田 健介君) 改めましておはようございます。9番、新田健介でございます。 まず発言の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、クラブ活動におきます地域移行に関しての現段階の取組と今後の御対応について質問させていただきます。

令和2年9月1日、文部科学省より学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が発表されまして、 学校と地域が連携、そして協力した部活動の具体的なスケジュールと方策が示されました。これ に対しまして、本町においての部活動地域移行の現状と課題、また今後の方針をお聞きしたいと 思います。

本年6月6日にスポーツ庁の有識者会議が開催されまして、令和5年から令和7年までの3年

間を目途とし、部活動の休日の活動における段階的な地域移行についてまとめられており、具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各自治体が推進計画を規定するのが適当であるとされております。

本町におきましても、今後、推進計画の策定の予定はあるのか、あるいは既に策定されていらっしゃるのか。また、先般、定例会初日補正予算の説明時、このときに学校教育一般経費の中に報償費の旅費がございまして、周防大島町部活動改革推進協議会について触れられたと思います。協議会は既に立ち上がっているのか、また、現段階で何度の会議があって、その構成メンバーはどのような方なのか、お教えいただきたいと思います。

さらにクラブの地域移行に関してや今後のクラブ活動のあり方に関する説明会、あるいは意見 交換会等の開催は考えておられるのかお聞きいたします。

協議会を開催し、そこで出た意見を基に教育現場や保護者、さらには地域住民や競技関係者に も説明会を実施して進めていくべきではないかと思いますが、教育委員会の御見解をお聞きいた します。

今回の地域移行に関しましては、休日の部活動から段階的に始まるようでありますが、部活動外部指導員の確保、保護者の費用負担、そして送迎に関して、さらには運営団体の確保等の諸課題に対し、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

あわせまして、現在部活動を指導していらっしゃいます教職員の方々の競技経験が分かれば、 お教えいただきたいと思います。

最後になりますが、部活動外部指導員を導入したことによって、どの程度、教職員の方々の業 務軽減が図られているとお考えなのか、あわせて御見解をお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(荒川 政義君) 星野教育長。
- **〇教育長(星野 朋啓君)** おはようございます。新田議員の学校の働き方改革を踏まえた部活動 改革に伴う、本町における部活動地域移行の現状と課題、また今後の方針についての御質問にお 答えいたします。

部活動は、生徒のスポーツや文化に親しむ機会の確保、生徒の達成感の獲得、学習意欲の向上 や責任感、連帯感の涵養、生徒同士や教師と生徒の人間関係の構築など、学校教育において大き な役割を担ってきました。

しかし現在、少子化の進行等により部活動運営を縮小せざるを得ない問題が起こっており、多種多様な部活動を同時に運営することが本町においても難しくなってきております。

また、働き方改革の推進が求められる中で、休日指導等による教員への業務負担等の課題も指摘されております。

国の調査では、教員の土日の部活動指導時間は、平成18年度の1時間6分に対し、平成28年度には2時間9分と倍増しております。

競技経験について見ますと、本町では、部活動顧問教職員28名いますが、そのうち、その部活動の競技の未経験者が19名とかなり多くなっているのが現状でございます。

このような状況の中、文部科学省は平成30年3月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてを策定し、見直しを図っております。

この見直しの動きとして、本年6月にスポーツ庁、8月に文化庁が部活動の地域移行に関する 検討会議提言を発表し、改革の方向性や目指す姿などを示しました。この提言には、休日の部活動から段階的に地域移行をしていくことや令和5年度から令和7年度を改革集中期間とすること、 推進計画の策定などが記載されております。

教育委員会といたしましては、これらの動きを踏まえ、本年4月より県の担当部局や近隣市町の担当者、町内の学校関係者と検討会議を定期的に行い、これは6回程度、協議を重ねてまいりました。

また、周防大島町部活動改革推進協議会設置要綱を制定し、これに基づき改革推進協議会を開催し、本町の実態に応じた推進計画を策定することとしております。

さらに令和5年度から教育委員会内に周防大島町教育改革センターを新設する計画で、部活動 改革を含めた教育課題解決を図るための調査研究を行うこととしています。

新田議員の御指摘のとおり、この改革を進めるためには、地域人材の確保や経費の保護者負担、 生徒の送迎など課題への対応が必要となります。

これらの現状を申しますと、地域人材確保については、現在、県のやまぐち部活動応援事業による部活動外部指導員を町内2つの中学校に6名配置し、地域人材による部活動運営の実績を積んでいるところであります。これによる顧問の業務軽減については、時間外在校等時間を見ると、月平均6時間以上の削減となっております。

また、現在の経費の保護者負担については、県体等派遣補助事業として町単独予算を計上し、保護者の経費負担軽減を図っており、生徒の送迎については、町スクールバスの運行で対応をしているところであります。

しかしながら、今後、部活動の地域移行に向け、経費の補助等に対して公的支援がどこまで可能なのかは、国や県の動向を注視しながら協議を進めることとなります。部活動の地域移行は大きな制度変革であり、急激に進めることは大変難しいと考えております。

町といたしましては、まずは土曜日と日曜日の対応をどのように行うのかが直近の最も重要な 課題であり、国が示している令和7年度までの3年間をかけて、周防大島町としての実施体制を 整備する必要があると捉えております。保護者の皆様や地域の皆様にも情報をできるだけ早急に 出していきたいと考えております。

今後、教育委員会として部活動の目的を関係者が共有し、子どもたちの人材育成に資すること のできる活動となるよう実施体制づくりを進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いする ものでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) 御答弁ありがとうございます。

返ってきた答えが膨大で全然メモがし切れていないので、重複したら申し訳ないです。

まず、順を追って再質問させていただきたいんですけれども、この部活動指導員配置事業に関して、外部指導者の方々が平成30年から入っておると思います。中学校の統合がその間にございまして、これは当初予算ベースになるんですけれども、平成30年スタート時から令和2年までがずっと260万円で組まれていた。その後、令和3年は156万8,000円、令和4年143万3,000円と、当初予算ベースでこれが減ってきておると。

ただ、この今日の質問で、地域移行に関してはこういう外部人材が必要な中で、ここが目減り していった理由と平成30年からずっと、この人数の推移、そこを教えてください。

- 〇議長(荒川 政義君) 星野教育長。
- ○教育長(星野 朋啓君) 再質問にお答えいたします。

まず、部活動指導員の配置を開始した平成30年度と令和4年度の予算を比べますと、 260万円から約150万円に減額されております。

この経緯については、令和2年度までは中学校が4校ありまして、その学校それぞれに65万円、予算を配分しておりました。統合後、2つの中学校になったタイミングで、時間単価による予算計上に変更をしております。時間単価については、県補助事業の時間単価が当初より引き下げられております。これら複数の変更を受けて、結果として減額となっております。

予算執行の推移は、配当当初の平成30年は66万円、令和元年は220万円、ここ2年間は140万円弱で推移しております。

新田議員がおっしゃったように、今後、部活動の改革を推進するためには、部活動指導員の増 員は欠かせません。そのための先行投資も含めて、部活動指導員の配置や部活動にかかる予算は しっかりと確保していきたいと考えております。御理解のほど、どうぞよろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) すみません、人数推移は分かりますか。平成30年からのスタートのところです。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- ○教育次長(木谷 学君) 学校統合後の話になるんですが、令和3年は5名というふうに記憶しております。本年度は6名の登録で対応していただいております。平成30年、申し訳ございません、今資料が手元にないもので後から確認をさせてください。
- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) できたら、その一番最初のところが分かっての比較をさせていただきたい。それがどういうふうにクラブ活動のその外部指導員が現場で寄与されているかというのは、そこでじゃないと判断できませんから、できたらそのあたりも教えていただきたいのと、今教育長からもありましたが、私からもこの地域移行をする、休日の段階からはじまっていくという中では、増員も現状で不可欠ではないかと思っておるところでございます。

当然増員するということは、ここで予算も必要なわけでありますから、令和5年以降、令和5年、令和6年、令和7年とこの移行期間は続いていきますけれども、ここでの増員と予算確保、予算増額というのは考えていらっしゃるのかお答えください。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- ○教育次長(木谷 学君) 部活動指導員の増員の御質問でございます。

現在6人で県の補助事業――これは国庫事業も入っているんですが――で対応をしております。この令和5年度からの3年間は、土日の俗に言う学校の休みの日の部活指導員の対応ということで考えておるんですが、学校といろいろと指導員の関係については話し合いながら配置の関係をしているんですが、今後、部活指導員が配置されていない種目等々については、スポーツ少年団、それから体育協会等々の団体と連携しながら、そういった受け入れていただける団体について、調整なりをしていこうというふうに考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) ありがとうございます。

非常に難しい問題で、僕も今回の質問はいろいろ一般質問をしてきましたが、どういうゴール を見出して質問していこうかというところが非常に難しい問題です。

ただ、これは非常に大改革だと思っておるので、ここから一緒に進めていければと思うんですが、今後このクラブ活動の地域移行に関しての窓口は、さっきお答えいただいたようなところであるんですけれど、もう1度、これは学校教育課のほうでやっていくのか、あるいは社会教育課に投げていくのか、そのあたりちょっともう1回教えていただけませんか。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- ○教育次長(木谷 学君) 部活動の改革、令和7年度までに、要するに週休日というか休みの 日に部活指導員の配置というところで、想像ですが、またその令和7年度が終了しましたら、令

和8年度以降は今度は平日というところに移行されるのではないかというふうに何となく予想されます。

それでこの対応については今後は、今現時点でウィークデーは学校のほうで対応していると、 教職員が対応しているということもございますので、当分の間は学校教育課のほうで、この部活動の改革についての対応はしていこうというふうに考えております。

ただし、先ほどもおっしゃられたように地域移行という関係もございます。ですから、既に教育委員会内の事務局の中で対応しているのですが、社会教育課、教育委員会総務課と連携して対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) ありがとうございます。

今、先生方にもちょっとヒアリングなどもしたんですけれども、こういうやっぱりスポーツだけじゃないんですけれど、部活動というのは、スポーツを核に地域をつくっていくという考え方もできると思いますので、それこそ小学生から御高齢の方まで組み合わせるようなシステムをこれを機にできたらいいなと思っているところではございます。

今おっしゃっているように、その学校教育課がやっていくというのは私も賛成であるし、ある 程度の形ができて、最終的に社会教育課に振っていくという形であれば問題ないと思いますけれ ども、現状は私も学校教育課が所管していただくべきだと思っておりますのでお願いいたします。 ちょっと質問を変えまして、令和5年から令和7年、この3年間を移行期間として設定してお ると。先ほどもちょっと出ましたけれども、スポーツ庁の出しております学校部活動及び新たな 地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインというのがありまして、それを見てお りますと、移行期間の3年間を改革集中期間として位置づけておると。この期間に重点的に取り 組んで、地域の実情に応じ、可能な限り早期の実現を目指すというふうになっております。

先ほどから令和7年までということであるんですけれども、当然他の市町を見ておっても、教育長も御存じかと思いますけれども、昨年あるいはその前の年からもう既に実験的にやっている自治体もあるわけで、もう令和7年までってあまりにも繰り返すと、もうそこで余裕ができてしまう。

もっと早期に、当然エラーもしていくとは思いますけれども、やるべきだと私は思いますが、 そのあたり、やっぱり令和7年までにという思いを相変わらず持っていらっしゃるのか、それを 1年でも早くという思いがあるのかどうかお答えください。

- 〇議長(荒川 政義君) 星野教育長。
- ○教育長(星野 朋啓君) ありがとうございます。何か背中を押していただいたような御意見だ

と思うんですが、改革というのは、そのときまでにというのは私は遅いと思っていて、できると ころからどんどん進めていくことが大事だと思います。

大きな課題は、やはり指導者の確保であります。これまで教員がやっていたものを地域に押しつけるのかという意見も私ももらっております。指導者の人が資格を取ったりする時間も必要ですし、その支援も必要になってきますので、こういうのがどういうフォローができるのかというのを今協議会で話し合っているところでございます。気持ちとしては前向きにどんどん進んでいくということでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) ありがとうございます。教育長は熱い方なので私は信じておりますから、人材育成という言葉をよく使われる、稀有な教育長だと思いますので、そこを信じて一緒にやっていきたいと思います。

指導者の確保は非常に重要ですよね。今おっしゃられた、ここに対する補助というものも少な からず今のお答えでは含まれておるのかと思います。

私も、これは私事なんですけれど、令和4年12月の初旬にコーチの資格を取りにいきました。 無事、テストがあって落ちたんじゃないかなと思いながら、ちゃんと合格の通知が来ましたので 一助になればと思って、次はちょっとステップアップをして上の段階を取って、僕もここに絡め るように頑張っていきたいと思っております。

たくさんあるんですけれども、これは学校運営協議会が小中学校であるんですけれども、そういった中で、このクラブの地域移行をテーマに、ぜひ議論を各小中学校で行っていただきたいんですけれども、現状そういう投げかけなどは行っていらっしゃるのかお答えください。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- ○教育次長(木谷 学君) 各校の学校運営協議会でのテーマということで、そこを中心に議論されていることは今のところはないかと思いますが、ただ、学校運営協議会の中で、こういった動きがあるというのは教育委員会から各校へ示していますし、また先ほど教育長が言いましたように、6回程度ですか、そういった会を中学校とも設けていますので、そういったことで何らかの対応、何らかの形の周知ということはできているのでないかというふうに考えております。
- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) これは、ぜひこれをテーマに話してくれと投げていただきたいです。私も運営協議会の委員ではありますけれども、もう長年やっておりますが、ちょっと詰まっている感もするんですね。

何に対して今会議が行われているのかというのが、いまいちぴんと来ないので、こんなに大きなテーマがあるんだったら、やはりこれに対してそのメンバーで考えていくべきだと思うし、そ

こにはその様々な方が参加されていらっしゃいますから、そこからこういう今議論が大きくなっていくべきだと思うし、これはもうぜひ各学校に必ず投げかけていただきたい。

それをテーマに次、運営協議会が開催されたときには話し合いたいですし、当然現場の教師の 方々もいらっしゃいますから、そこでもその意見も聞きながら進めていけたらと思いますので、 これは絶対やっていただきたい、お願いします。

あとは、先ほどもちょっと冒頭の答弁でお答えがありますが、ここは、これも非常に重要になってくると思うんですが、今後の保護者負担です。

この令和5年から令和7年の移行期間では、それほど変わらないというような御答弁だったと 思うんですが、当然、受益者負担というのもいつかは発生してくるであろうと、致し方ないこと なんじゃないかと思うんです。

ただ、ここというのをすごく丁寧に説明していって、こういうふうに変わっていきますという ための冒頭に言った意見交換会だったりとか説明会だと思うので、この辺りをもう1度、その令 和5年から令和7年の移行期間の中で何か変わることがあるのかお教えください。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- **〇教育次長(木谷 学君)** 保護者負担についてでございます。

今現状では、部費という集め方はしているかどうかは分かりませんが、何らかの形で徴収金は あるんだというふうに聞いております。

今後については、地域移行というか土日の活動等については学校管理下ではなくなってきます ので、例えば保険料的なもの、こういったものについては、やはり保護者負担になるんだろうと いうふうに考えております。

その他の活動的なものにかかる経費については、また学校現場、それから今後、周防大島町部 活動改革推進協議会を設置しますので、そこでもいろいろと話を聞きながら、どういったものが あるかというのを整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) ありがとうございます。

致し方ないその出費というのもあるとは思うんですけれども、これを機に、送迎に関してはも う1度考えていただきたいと思います。現状でも、統合して遠方から通い生徒が非常に困ってお るのはよく聞きます。

この通告とはちょっと離れるかもしれませんが、例えばクラブ活動が終わって、この時間まで に必ず行かないといけないとか、地元の久賀の子らは歩いても帰れるからいいんだけれども、や っぱり遠方の東和方面、安下庄方面から来る子たちは、その時間の制限がすごくあって、もう既 に親も負担をしているところもあると思うんです。

だから、せっかく変わっていくんだったら、この送迎を改めて見直して、遠方だからといって やっぱりディスアドバンテージにならないような、遠くてもよかったねって思えるような確保を していただきたいと思います。

ここも変えるチャンスだと思います。もう一気にやっていくべきかと思いますので、これはちょっと通告とは違いますが、これを機に送迎に関しては、令和5年から令和7年の間に地域移行云々じゃなくて、もう既に変えてあげていただきたいと思いますので、御考慮いただきたいと思います。

ちょっとまた質問を変えまして、競技経験、指導者の方の部分です。

28名中19名が未経験ということで、この経験者だけで指導してくださいというのが私の思いではなくて、経験者じゃなくても当然指導はできるし、そういう方だからこそのすばらしい指導というのもあると思うんですが、やっぱり技術的な面で外部指導員の助けも必要なときもあると思うんです。

先生方の時間的な業務軽減だけではなくて、経験がないという方がクラブの顧問となると、精神的なストレスがかかってくるのではないかと感じるんですけれども、これが外部指導者を入れることによって、その業務軽減と精神的なストレス軽減、これが両面行えるということで整備が必要なのではないかと思ってお聞きしました。

今後も、やはりこういう現状ってそこまで変わらないと思いますから、頭に質問しました。やはり外部指導者が必要になってくると、そのためには予算が必要になってくる。これをもうこの議場にいるメンバーは共通認識で持って進めていかないと、どんと急に、じゃ来年500万円要りますといったときに何じゃこりゃってなりますから、ここはしっかりと周知をしていただきたいと思います。

なので、ここでもう一度必要になってくるのが、やはり人材の確保なんですけれども、その人 材発掘に関して、どのようなアクションで今から動かれていくのかお教えください。

〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。

〇教育次長(木谷 学君) 人材発掘についての御質問でございます。

今、令和4年度は5人で対応、そして本年度は6人で対応、部活指導員の配置をしているというところでございますが、今後のその人数というか、これが7人になったり8人になったりという御質問だと思いますが、これについては先ほども申しましたように、関係スポーツ団体、これは社会教育関係の管理する、所管するところではありますが、そういったところとの調整といいますか御意見をお伺いするとか。また、もう1つ踏み込んで考えられることなんですが、これは例えば、周防大島高校の部活とうまく連携が取れないかということも1つの考えがあるのかなと

いうふうには考えております。

なお、先ほど部活指導員の人数で、平成30年度のスタートのときの人数のことの御質問がございましたが、平成30年度のスタートのときは4人でございました。この場をかりて回答しておきます。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) ここが一番肝になるし、難しい問題ではあると思うんですけれども、実際、様々な方が声がけを待っているかもしれない。ここは私自身も教育委員会に何とかしてくれと言うんじゃなくて、私ないし、横に座っていらっしゃる吉村議員なんて顔も広いし、自分も水泳をやっていらっしゃるし、昨日も走られてとか、そういう人材がたくさんいるから、ここは一緒になって発掘していきたいと思います。

教育長が最初に触れられました、このいわゆる学校の勤務実態調査、例えば学内勤務時間、あるいは時間外勤務、さらには土日の部活動指導など、そういう細かな時間の把握はされていらっしゃるのか。

まずそれが1つ目の質問と、外部指導員の方に入っていただく前と後、平成30年の前と後で、 どのような時間配分になっているのか。

もう1つ、実際に指導教員の方々などへの聞き取りなども行われているのか、そこを教えてください。

- 〇議長(荒川 政義君) 木谷教育次長。
- ○教育次長(木谷 学君) 時間外の在校等の時間、要するに教員の勤務の時間についてですが、 これの両校、両校というのは周防大島中学校と大島中学校ですが、両校に確認を取らせていただ きました。

月に6.4時間の削減ができているというところで、一部の部活の種目によっては月17時間 という削減ができているようです。

また、学校の教員の意見としましては、やっぱり土日の活動で指導者、そういう部活の専門の 方がいらっしゃるということで指導の負担が半減するとか、また、別にそういうふうなお願いを することによって生徒対応の時間が増えたとかという教員からの意見を聞いております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- 〇議員(9番 新田 健介君) ありがとうございます。非常に難しい質問ですね、今日は。

この地域移行の本来の目的の1つに、学校における教育の働き方改革、これがあるということで、教員勤務実態調査、教育長が最初にもお話されましたが、これデータが古いのですね、平成

28年に出ていました。確かに、平成18年でこのときが1時間6分でした。

その10年後、平成28年、これが2時間9分ということで、土日の部活動に従事している時間数が倍増している。本町においてはそれは違うのかもしれませんが、いずれにしても教員の負担が増加しているということは間違いなかろうと、これを見ていても私も思いました。

今後こういった働き方改革を念頭において進めていく中では、外部指導員のさらなる拡充が、何度も繰り返しになりますが、やはり必要だという思いで私はおります。それに対しては予算も増額していただかないと、教員の業務軽減ができた、でも指導者には何もないといったらそれはあり得ない話だから、やはりそこは両軸で進めていくべきではないかと思って、今日は何がゴールで僕は質問をするんでしょうね。

とりあえず今日この、こういう大きな変革を迎えているということは、ここで共通認識を持って進めていくべきだと思うし、繰り返しになりますが、やはりこれを、説明会をしっかりと開催して、こういうふうになっていくんだという当事者の方に説明をいただきたいと思います。

教育長の思いをちょっと最後にお聞きしたいんですけれども、生徒数の推移を出していただいていますが、現在、周防大島町は複数クラスある。でも今後、近い未来にはまた1クラスになっていくであろう。

そういった中で、人数が足りないからクラブができないとかという可能性も当然考えられる中で、今これはチャンスだと私は思っておるんだけれども、何か手を打つべきだと思うんですが、 教育長が思われるこのクラブ活動などに対しての思いをお聞かせください。

〇議長(荒川 政義君) 星野教育長。

〇教育長(星野 朋啓君) 難しい質問をいただきましたが、私のビジョンを少しお話しさせていただきたいと思います。

先ほど、新田議員からもおっしゃっていただいたんですけれど、人材育成が学校の最も大事な 役割だと思っております。さらに教育委員会としては社会教育もありますので、生涯学習という ことで、島民の皆さんの生涯学習にも資する活動をしていきたいと思っています。

大きな流れの中で、この部活動がどういう意味を持つかということの目的をやはり大事にしなければいけないと思っています。とかく、私も実はソフトボールの監督をしたことがあるんですけれど、やっぱり勝ちにこだわってしまいます。本当の目的は、その活動を通じて、この子がどのように成長していったかということであって、勝ちか負けかは結果になると思います。

人材育成の中で、今後、社会が大きく変革していきます。情報技術がどんどん進んでいく中で、 今までにはない新しい社会システムが生まれてくるし、そういう今までの経験が生きない状態が 出てくる中で、どのようにそれを乗り越えていく、生きる力のある子を育てるかという中で部活 動を考えたときに、やはり実の場での、現実の場での問題解決をみんなでチームでしていくとい うことが非常に部活動の役割であったと、これからもそうだと思っております。

ですから、それを先ほどおっしゃったように、学校運営協議会でどのような力を育てるために 部活動をその教育活動の中に位置づけるのか。あと、それは本当に今までみたいにスポーツとか 音楽とかだけでいいのか、ほかにも地域の中にその人材育成を図る部活動に変わる活動があるん じゃないか、幅広く捉えていく議論を今から進めていく必要があると思っています。そのために 教育委員会内にもそういう組織をつくりました。

ですから、今後議員の皆様にもいろんなところでアドバイスをいただいたりしながら進めてまいりますので、どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 新田議員。
- ○議員(9番 新田 健介君) しっかりと考えます。ありがとうございます。

もうでは最後、締めに入りますので、非常に難しい問題で、今から本当にスタートしていく。 ただ、この地域移行に関して、当事者の保護者の中では割と話には出るんです。ただ、なかな か実際には、まだまだそこまで大きな議論になっていないというのが現状であって、部活動の運 営主体がこれまでの学校ではなくて、その地域などの学校外に委ねられていくという、これは本 当に大きな変革だと思っております。

教育委員会に、ただ私もこう質問しながらやってください、やってくださいじゃなくて、今教育長からもありましたけれども、一体となっていい形がつくれていけたらいいなと思っております。

どうしてもこのもろもろ、もうたくさん資料も読んできましたが、都市部に合わせた資料なんです。だから、どうしても地方都市にそれを同じことせいといっても、なかなか難しいと思います。だから周防大島町版で、これが他の同じような自治体が見に来るような形がつくれたらいいなと心から思っております。

これが本当にピンチではなくてチャンスと捉えて、行政と地域が一体となって進めるように願っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(荒川 政義君) 以上で、新田健介議員の質問を終わります。

.....

- ○議長(荒川 政義君) 次に、5番、山根耕治議員。
- ○議員(5番 山根 耕治君) 5番、山根耕治であります。

年の瀬となってきまして、急に気温も下がってまいりました。こちらに来る途中、今日ですけれども、長浦の辺りから柱島方面を見ますと、小島が海面から浮き上がって見える浮島現象がくっきりと見えました。普段私も何気なく見ておりますけれども、これは蜃気楼でありまして、気

温と海水温の差が大きいときに光の屈折によって島が浮いて見える現象です。以前は真冬に見られた現象ですが、近年は秋の終わり、それから冬の始まりから見られるようになってきました。 海水温がやはり高くなっているんだなと思うところであります。気候の変動はこのようなところにも現れてきております。

さて、今回の質問にもこの気候の変動というのが大きく関わっております。以前も質問しましたが、みかんの収穫量の激減についてであります。

今年春はみかんの花が少なく今季の収穫量について懸念され、実際に例年に比べて収穫量はかなり少なくなっております。収穫量の激減に加え、今年は燃料費や肥料、資材の高騰にも見舞われ、生産者によっては、もうこれを機にやめてしまおうかという声まで聞かれます。今期のみかんの不作について、町として考えている対応について質問いたします。

また、今期のみかんの不作については、ここ数年の気候の変化を指摘する声もあります。毎年、夏の猛暑に加え、冬場の寒の厳しさがみかんの木に影響を与えているというものです。私もみかん農家でありますが、確かにここ何年かで古い木が次々と枯れております。果樹、とりわけみかんなどの柑橘類は苗木を植えてから出荷できるまで5、6年はかかってしまいます。その間の収入は我慢しなければなりません。

この気候の傾向のみかん農家への影響はかなり大きいものがあります。総合的に考えまして、 今、周防大島のみかん農業というのは、これは岐路に立っていると私は考えます。これからの周 防大島のみかんの生産とその支援について、町はどのような対策を考えておられるのか、合わせ て質問いたします。

以上、よろしくお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 淨孝君)** 山根議員の今期のみかんの不作への対策についての御質問にお答えをいたします。

JA山口県周防大島統括本部において、今期の柑橘の出荷量は、裏年にあたることや着花量が少ないことなどから、目標の4,500トンより少なく、また裏年にあたる一昨年の令和2年産の出荷量3,900トンに対し、約400トン少ない約3,500トンの見込みであります。

その中でも、その後のJA山口県周防大島統括本部などの関係機関の調査で、中晩柑類、特にせとみが少ないことが確認されております。山根議員御指摘のとおり、柑橘の不作に加え、近年は肥料や資材費、燃油の高騰により、農業生産者にとって事業を維持・継続していくうえで、大変厳しい情勢となっていることは認識をしております。

そうした厳しい現状を踏まえ、国・県をはじめ、町としても様々な農業支援策を講じておりますが、農作物の不作に対しての支援というものは難しいのが現状であります。しかし、化学肥料

の低減を図っていこうとする方、販路を新たに開拓しようとする方、また施設・機械を高度化・ 省エネ化しようとする方など、農業経営の改革に取り組む方に対し、国や県の様々な支援制度が ありますので、それらを十分活用していただきたいと思うところでありますし、また相談してい ただきたいと考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 山根議員。
- **○議員(5番 山根 耕治君)** ありがとうございます。今言われたとおり、町長からの答弁にもあったとおり、今年は3,500トン見込みということで、かなり少なくなってきております。

それで、やはり不作への支援、この辺難しいというところはよく分かります。それで経営改革に対する支援ということで今いただきました。こういうことがやはり私も必要になってくると思います。単純に不作だからこれだけお金を出しますとか、そういうことではなくて、これから何か変えていこう、改革していこうというところに対して支援を行っていく、これが必要だと私も思います。そういった支援のあり方を、もう少し具体的に教えていただければと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** ただいまの国等のそういった改革に対する支援というもの についてですが、メニュー的には100を超えるメニューが農林水産省のほうには準備されております。

その中には町が事業主体でやるもの、それから団体が事業主体でやるもの、それと個人が先ほど言いました改革に対して乗り出す支援についての公助と、様々なものが出ております。 100以上のメニューがありますので、今ここでちょっと御披露するのは難しいんですが、これは農林水産省のホームページにも出ておりまして、また参考にしていただければなと思っております。

ですから、既に町が事業主体で実施している中山間地域等直接支払事業であるとか、多面的機能支払事業、ああいったものも全てメニューの一覧として出ておりますので、農業者、個人の方に対しての支援というのもありますので、そういうものはぜひ今、町長の答弁の中にもありましたが、御相談をいただければ一緒に取り組んでいけるのではないかというふうに思っております。

- 〇議長(荒川 政義君) 山根議員。
- ○議員(5番 山根 耕治君) ありがとうございます。私が、今、本当に力を入れないといけないのは、個人の方に対する支援ではないかと思っております。

団体をつくったり、組合をつくったり、組合的なものをつくったりしてやっておられる方もも ちろんおられて、それらの方もそれなりの成果を上げておられることと思います。ただ、やはり 個々人の個々の農家、そこのところでそういった情報収集の力だったり、そういったものを活用 していく、そういった支援の内容ですとか、そういったものを活用していく力がやっぱり弱いのではないかということを感じております。

しかも、個々の農家の方というのが、これが周防大島のミカン農業の中心を実は担っているのではないかと思っております。そういった個々の方に対する支援を、どうやってこれを届けていくのかという問題になってくると思います。そこのところは、個人個人が調べるというのも、もちろん自分でアクションを起こすというのは大事なんですけれども、何かそういうきっかけを与えるようなことを、町のほうでも何か施策として考えていただければと思っております。

それから、今後、私の質問の中でも申しましたけれども、今後のみかん農業のあり方、そういったものがすごくこれから変わっていかなければならないのではないかと、私は思っております。それで、具体的にはやはり今みかんを中心にやっておりますけれども、そこを例えば6次産業化ですとか、そういったものをしっかりとこれから進めていかなければならないと思っております。そういった6次産業化について、何か支援策ですとか、そういったものを町のほうで考えておられることがあれば教えてください。お願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** ただいまの御質問の6次産業化という部分についてですが、 これは県も町も積極的に進めているところでございまして、県も説明会であるとか講演会である とかというものを積極的に開いております。

1番は、そこに参加してみようと農業者の方が思っていただけることが1番大事だと思っておりますし、そういった中で6次産業化バックアップを進めていけたらというふうに思っております。

- 〇議長(荒川 政義君) 山根議員。
- ○議員(5番 山根 耕治君) ありがとうございます。やはり重要になってくるのが、6次産業化もそうなんですけれど、何のために6次産業をやるかといいますと、農業者の収益を確保していく、収益を確保してそれからできれば収益を上げていく、それによって農業者の方のやる気を出していく、そういったことが必要になってくると思います。

私も県が主催しておりますいろんなそういった支援、支援というか研修会にそういったものにも1年かけて参加したりしてみました。非常に、4、5年前のことですけれども、非常にいいプログラムだなと思いました。

ただ、やっぱり周防大島から行くとなるとなかなかこれは大変で、それを1回、2回ならともかく1年を通じて毎月のように行くというのはなかなか大変で、そういったことを周防大島の中でも町内でもやっぱり、それは県から来てもらうとか、何かして推進していけたらいいのではないかと思います。あとやはり6次産業化といっても設備が必要になってきます。

自宅でできるような設備であったとしても、やっぱり保健所を通したりしないといけないので、 それなりの設備が必要になってくる。そういった辺りに町ももっと支援を広げていっていただけ ればと思います。私も繰り返し言っておりますけれども、例えば加工場を町の手動で造ってみる とか、そういったこともやっていただければと、考えていただければと思っております。

それから、6次産業についてはそういったところで、また今後農業のあり方が随分変わってくる中で、例えば国際化ですとか、海外へ持っていって販売してみる、海外販路を広げてみるとか、そういったこともこれから必要になってくると思います。そういった海外の販路については、町としては何か考えていることがあれば教えていただければと思います。

- **〇議長(荒川 政義君)** 瀬川産業建設環境部長。
- ○産業建設環境部長(瀬川 洋介君) 海外への販路に限らず、先ほど少し申し上げました新しい 販路の開拓については、国が支援制度を構えております。具体的に今、山根議員の御指摘は海外 への販路拡大ということだと思いますが、これはJA山口県周防大島統括本部ともしっかり話を しながら検討はしていくべきであろうというふうには思っております。
- 〇議長(荒川 政義君) 山根議員。
- ○議員(5番 山根 耕治君) ありがとうございます。今後、いろんなことを変えていかなければならないと、そういう思いで今日質問いたしております。

それでみかんに限らず、農業それから、漁業、そういったものは、周防大島のいろんな産業を 支えている1つの根幹であると思います。

だからといって、特別扱いすることはないんですけれども、やっぱり、これからいろんな方が 農業に入ってこれるような、そういった仕組みはつくっていかなければならないと思っておりま す。

そこで、個々人の、個々の農家が、やる気があるところが、意欲があるところが、その意欲を しっかりと出していけるそういった支援をこれから考えていただいて、そして進めていくべきだ と思っております。そういった議論を始める場に、今回の質問をしていきたいと思います。

また、農業というのは、一人一人の方の健康を維持する、健康のためにある大変重要な産業だと私は思っております。そういった産業に、多くの方が参入して参加していただけるように、これから周防大島の農業のあり方というものを、JA山口県周防大島統括本部だけでなく、町でやっていっていただければと思います。

それに対して、必要な支援というものをこれから考えて、国の支援というのも大事ですけれども、町独自の支援というものもこれから考えていかなければ、なかなか周防大島の農業というのは、これから成り立っていきにくくなってくると思います。そういったことを、これから考えていただくことをお願いしまして、私の質問を終了いたします。どうもありがとうございます。

〇議長	(荒川	 以上で、山根耕治議員の質問を終わります。
〇議長	(荒川	暫時休憩します。
		午前10時31分休憩

午前10時41分再開

〇議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、田中豊文議員。

○議員(8番 田中 豊文君) 今回はハラスメント対策とコンプライアンスについて、2項目お尋ねをいたします。

まず、ハラスメント対策については申し上げるまでもなく、町のほうで対策はされておられる と思います。実際にどういう体制で対策が講じられて、問題があるのかないのか、具体的な事例 があるのかないのかも含めて、なかなか具体的には難しいかもしれませんけれど、例えば件数が どれくらいあって、どういう成果があったとか、そういったところの実態をお答えいただければ と思います。

それと、もう1点は、コンプライアンスについては今回5回目になりますけれど、前回の一般質問でちょっと時間がなくて質問できませんでした、職員に対する住宅借上料の公費支出の根拠等、これについて、これも具体的に基準というんですか、根拠となる具体的な法令、何に基づいてこの住宅借上料が計上されているのか、支出されているのか、その辺についてまずは御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 淨孝君)** 田中議員からのハラスメント対策及びコンプライアンスについての御質 間にお答えをいたします。

最初に、ハラスメント対策についてお答えをいたします。

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つけ、勤労意欲の低下および心身の不調を引き起こす 要因になるものであり、職場全体の士気や能率の低下にもつながることから重要な課題であると 認識しています。

本町では、令和3年6月に周防大島町職員のハラスメント防止等に関する指針を策定し、職員向けWeb掲示板に掲載をするとともに、職員の階級別の研修においても、ハラスメントに関する講義講習を組み込み、職員一人一人のハラスメントへの理解とその意識の醸成に努めているところです。

また、よりよい職場環境づくりに向け、所属長と職員が面談を行うなど、風通しのよい職場づ

くりにも取り組んでまいりました。さらに、平成28年度より実施しているストレスチェックの 結果を受け、高ストレス者に対してはその希望に基づき産業医面談やカウンセリングを実施する など、職員のメンタルヘルス不調の予防や健康の保持増進に努めるとともに、本人の同意に基づ き、その結果を所属長や部局にフィードバックして、ハラスメントの芽が小さいうちに対処する こととしており、その予防という観点からも効果が期待できるものと考えております。

今後におきましても、職員間のコミュニケーションを題材にした職位別研修やストレスチェックの集団分析結果における各所属長を対象とした研修のほか、産業保健スタッフによる個別の対応等もあわせ、管理監督者の職場マネジメントのスキルアップを図ることで、職場全体としてハラスメントを未然に防ぐことのできる風通しのよい職場風土、組織体制の構築に向けて鋭意努力してまいります。

次に、職員に対する住宅借上料の公費支出の根拠等についてにお答えをいたします。

職員および会計年度任用職員の中で、住宅借上料の公費支出しておりますのは、集落支援員分が1件、地域おこし協力隊員分が2件、合計3件について家屋所有者に対して支出しております。

この住宅借上料については、通常の住宅手当との取扱いと異なり、集落支援員および地域おこし協力隊員が行う業務のための経費の中の1つとして支出しております。その根拠といたしまして、総務省が定めています過疎地域等における集落対策推進要綱および地域おこし協力隊推進要綱に必要な財政上の措置を行ううえでの経費として認められているところであります。

このことから、住宅借上料の公費支出につきましては、周防大島町集落支援員設置要綱および 周防大島町地域おこし協力隊設置要綱の第7条、経費等の活動に必要な経費、こちらに該当する と考えられることから、これを根拠に支出しておりますので、御理解をいただきますようお願い をいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 石原病院事業管理者。
- **〇病院事業管理者(石原 得博君)** 田中議員のハラスメント対策及びコンプライアンスについて の御質問にお答えいたします。

厚生労働大臣の指針により、ハラスメント防止のため、雇用主が管理上講ずべき措置として、 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備、職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応、あわせて講ずべき措置として、 プライバシー保護や不利益取扱いの禁止等を求められております。

病院事業局では、周防大島町病院事業局就業規程第15条において、職員はハラスメント等いかなる形においても行ってはならず、常にこれらの防止に努めなければならないと明確化しております。

また、ハラスメントの防止については、周防大島町病院事業局ハラスメントの防止に関する要

綱を定めており、その規定に基づき対応しており、これらの規程及び要綱はイントラネットに掲載し周知しております。

相談に対する体制整備につきましては、ハラスメントに関する相談窓口として、東和病院、橘 医院、大島病院、さざなみ苑、やすらぎ苑、看護学校、総務部に相談員を男女各1名配置してお り、自施設以外の相談員にも相談できるよう相談員の名簿を毎年4月にイントラネットに掲載し 周知しております。

相談がある場合には、相談員が事情を聴取し、事実関係の確認を行い、公正な処理を図るため、必要に応じて相談対策委員会を設置し、対応することとしております。プライバシー保護や不利益取扱いの禁止につきましても、要綱により明確化しております。その他、職員の健康管理や安全衛生に対する体制として、職員数が50人以上を超える施設には、労働安全衛生法により求められています衛生委員会を置き、職員の安全および健康の確保に努めております。

現在、労働組合と毎月協議しておりますが、周防大島町病院事業局苦情処理共同調整会議を活用して、アンケートを実施することについて検討しているところです。また、コロナ禍のためにできておりませんが、研修会等の実施についても検討しております。

ハラスメントのない職場環境にすることは、離職防止につながるものと考えておりますので、 引き続きハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進めていきたいと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) まず、住宅借上料について再質問しますが、要するに現在は国の要綱に基づいて町の要綱を定め、第7条ということですが、これには第2条に規定する活動に必要な経費は予算の範囲内で支給するというふうになっておりまして、この活動に必要な経費に住宅借上料が含まれるんですよという御説明だったと思いますが、この活動に必要な経費というのは第2条で言えば、移住交流事業の推進、農林水産業への従事等とありますが、まずこれのどこに含まれるのか。

それと、この住宅借上料で計上している要綱に基づいてということなのでしょうけれど、この 位置づけということは、活動費ということで、活動に要する経費ということで支給されていて、 手当の意味ではないということでよろしいのかどうか。その辺をもう1回、具体的に御答弁をい ただければと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員からの御質問にお答えをいたします。

この地域おこし協力隊員および集落支援員は、総務省の人的支援政策にかかる事業でございます。この住宅の借上料については、活動をするための経費の1つとして考えられております。このことから、町が住宅を借上げ、その住宅の所有者に対して借上料として支出をしております。

いずれにいたしましても、町が要綱の中で活動経費として住宅借上料というのは認めておりますので、当然活動経費として考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 私がお聞きしたのは、第2条で活動の累計が令示してあります。 活動として認められる経費だという御答弁でしたけれど、それは、ではこの第2条の何号に該 当するのか。一般的な常識的な話として、住宅借上料というのは住まいとして提供しているとい うことで、それが国の要綱で認められているからというのは分かるのですが、町として、費用の 支出として、その根拠として住宅、住居、生活のための費用をこの第2条の業務、活動に必要な 経費の中の業務としてどういうふうに整理するのか、そこをお聞きしたので、具体的に第2条の 何号に該当しますよと。なぜそれが該当するのかと。

一般的な常識的な話では、今の生活に資する施設に、住宅に要する経費が活動に要する経費というのは矛盾しているのではないかと思うので、その辺を御答弁をお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員の御質問の、具体的にどういったものが該当するのかというような御質問だったと思います。

住宅の借上料については、やっぱり具体的にというより、総合的に、全体的に考えて、どうしても活動の経費という位置づけになろうかと思います。

やはり、例えば町外からの方が本町のほうで活動をいただいております。当然、町外というか 県外の方でございますけれど、そういった方が町で活動していくためには、どうしても住宅の確 保が必要になってきております。町内で十分に本町のために活動していただくために、あくまで 住宅を町が借上げて、そこを拠点にして地域に根づいた活動をしていただいているということで、 御理解いただければと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) いや、そういう本質的な、実態的な議論をしているのではなくて、 まず、一般的にこれ会計年度任用職員ですよね、あくまでも。

会計年度任用職員であるならば、会計年度任用職員として給与等、第4条で給与等を順次で定めるというふうになっておりますので、そこをじゃあどういうふうに位置づけるのか。会計年度任用職員とか職員、一般職も含めて、全部、住宅借上料を認めますよという制度であるなら、それはどこにも書いてないから、そういう制度はないんでしょうけれど、そこを同じ職員、職員のくくりでいえば、職員の中でこの条例でいえば住居手当ですよね。支払われるのは。

その住宅に、住まいに関する手当としては住居手当が支払われます。だけど、この地域おこし協力隊員とか集落支援員については、この住宅、住居借上料という形で支給されていますので、

それは同じ、この職員の規定の中でどういうふうに切り分けられているんですか、どういうふう に規定されているんですか。

例えば、極端な話、職員の中で集落支援員と地域おこし協力隊員については、住居借上料を支給しますというような規定があるのであれば、それの説明がさっきの第2条の業務の中に含まれて、その活動に必要な経費は支給できるんですよということだったんで、それがどういうふうに規定されているのか、こういうことは例えば執行部の中で誰かが、じゃあ住居手当にしましょう、住宅借上料にしましょうといって決めれるものではないんですね。どこかに根拠があるはずなんですよ。

その根拠を、この住居借上料を計上し支出するための根拠を教えてくださいというふうに申し上げているので、概念とかそういう話を聞いているんではないんで、具体的にそこを、根拠の部分を教えてください。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員からの御質問にお答えいたします。

根拠といいますと、やはり先ほども少し触れさせていただきましたけれど、この地域おこし協力隊員および集落支援員に関しては、やはり国からの経費も当然入っております。

そういったことも含めて、あくまで本町の職員および会計年度任用職員というのは、住宅手当のようなものはございませんけれど、やはり先ほど言いましたような地域おこし協力隊員、集落支援員については、国の総務省の定める人的支援政策にかかる事業で、住宅の借上料については、やはり活動するための経費として考えられておりますので、当然国からの交付税措置もされております。

そういったことで、やはり当然借上料、活動の経費として住宅借上料というには適切な対応で はないかというふうに考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) いや、適切か適切じゃないかという議論をしているのではなくて、 私がお聞きしているのは国の要綱とか指針とか考えとか、それはいいんですよ、置いといて、それはそれで、ここで議論することではないんで。

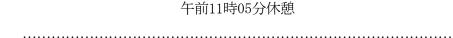
それに基づく答弁はいらないんですけれど、私が言っているのは町として、町の予算で会計年 度任用職員として雇用して、雇用か委託なんか分かりませんけれど、それで予算として支出する からには根拠が必要じゃないんですかということを申し上げているので、その根拠は何ですかと。

最初の答弁では、この設置要綱の第2条の業務に含まれるということだったので、この第2条の業務のどこにそれが含まれるのか、それがないと私は町として予算を組んで支出するということはできないと思うんですよ。一般的には、一般的というか、常識的には私は住居手当で支払え

ば、この給与等は会計年度任用職員の給与等に関する条例の定めるところによるというふうになっているので、なぜここを使って住居手当として根拠を持って支出しないのか。あえてここで住居借上料という根拠がないのであればですよ。なぜここであえてそういう形を、変則をとるのか、とる必要があるのか。

もしそこに理由があるんだったらそれを説明していただきたいし、最初から申し上げているようになぜ、どういう根拠を持ってどこの条例の、要綱でもいいんですけれど、この何条に該当するから、国の考えは置いといて町として、町の仕組みの中で、町の根拠の中で御答弁をお願いしたいと思います。

○議長(荒川 政義君) ちょっと暫時休憩します。



午前11時12分再開

- ○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員から、地域おこし協力隊員の設置要綱の第2条について、 どれに該当するのかというような御質問でございます。

業務については(1)から(6)まで明記をされております。まず、1つは移住交流事業の支援、2点目が農林水産業への従事等、3つ目が水源保全・監視活動、4つ目が住民の生活支援、5点目が地域おこしの支援と、6点目がその他地域力の維持・強化に資するために必要な活動ということで、こういった6点の業務について従事をしていただくこととしておりますが、やはりそういった業務を行ううえでどうしても活動の拠点といいますか、住宅の借上げで、その場で活動していただくということで、活動の経費ということで私どもも理解をしております。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) それはよう分かるんですけれど、もう1回お聞きしますけれど、この第2条の全部、1号から6号まで全てに該当するというから、住宅借上料を支出できるんですよということでよろしいのかということと、基本的にこの住宅借上料というのは、町としてどういう位置づけをされているのか。活動に要する費用ということになれば、この住居をもって地域おこし協力隊員とか集落支援員の活動をされているということでよろしいのかどうか。

それと、この住宅借上料は給与ではないと、給料等ではない。条例に定める給料手当には該当 しないということでいいのか、その3点、もう1回だけ確認させてください。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員から3点ほど御質問をいただいております。

地域おこし協力隊員の業務については、先ほど御答弁をさせていただきました。その6点についてのやはり活動に対する活動経費として、住宅借上料を、町が借上げてその所有者の方に支払いをしております。

それと、もう1点が住宅を活動拠点というふうなことだったと思います。当然、事務所のほうに、役場の事務所のほうでいろいろ資料の整理等はしておりますけれど、やはり地域の方からのいろんな要望等や活動について、当然その地域で根づいた活動をしておりますので、そういったことも当然相談とか要望等も受けているし、活動もしていただいております。

それともう1点、会計年度任用職員の給料の関係ですけれど、これは該当しないというふうに なっておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 分かりました。分からないけれど、分かりました。

最後にもう1点だけ、ということは住居で活動することがあるものについては、住宅借上料を 支給する余地があると。この集落支援員とか地域おこし協力隊員に限らず、職種を問わずそうい う極端な話ですね、そういう自宅で相談を受ける業務に携わるものについては、住宅借上料を支 給する余地があるのかないのか、その辺をちょっと御答弁いただきたいと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員から、その職種以外でもそういったことがあるのかという ような御質問だろうと思います。

極端な話ではないかと思うんですけれど、今考えているのはやはりその地域おこし協力隊員および集落支援員に対しての支出と考えておりますので、その他の職種については現在のところそういった措置は考えておりません。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 随分時間を使いましたけれど、要するにこういう議論にならないように、この要綱の中に明文化すればいいだけの話じゃないかと思うんですよ。給与でないというならばですね。なぜそれをしないのかというのがちょっと理解できませんけれど、その辺は今後御検討いただきたいと思います。

それから、次にハラスメント対策のほうに移りますが、指針の策定とか相談窓口とかは設けられて、研修もされているということだったんですけれど、私がお聞きしたいのは実際にどういう窓口を設けて、できれば年間どれくらいの相談件数があるのかぐらい、それとその窓口はどういうふうな場所というか専門的な場所があるのか。それはないと思うんですが、例えばどなたかが兼務されて、それぞれの所属に配置されているのか、ちょっとその辺を具体的に、窓口についてどういうふうな体制で、どういう実績があるのか、そこを御答弁ください。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員からの御質問にお答えいたします。

相談窓口につきましては、内部であれば町の総務課の人事行政班が窓口になっております。また外部につきましては、山口県の市町公平委員会が外部での相談窓口としての位置づけとなっております。

なお、ハラスメントの相談の件数等については、直接今のところ職員からのハラスメントに関する相談はございませんが、総務課では毎年、人事異動希望調査票というのを実施しており、職員の方から様々な意見や提言等を受けており、ハラスメントに関する事項等があれば調査をしていく必要があると認識をしております。

また、今年度より面談を希望する職員に対しては、人事行政班の班長が個別に面談を行う取組 を実施しております。その内容については、今実施をしている最中でございますので、内容によ っては精査してまいりたいと思います。そういった事案があれば、対処していく必要があろうか と思います。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。
- ○病院事業局総務部長(大元 良朗君) 田中議員の御質問でございますが、病院事業局では各施設に相談員を男女各1名ずつおいております。相談につきましては、電話もしくはメールで行うようにしております。直接相談員に連絡する形をとっております。

相談の場所につきましては、相談員のプライバシー保護の観点から話し合いの中で決めることとしております。相談は、実際の相談員に相談がありました件数ですけれども、令和4年度では3件、令和3年度で2件、それ以前が4件ございました。相談者からの話を聞いて事実関係を確認するところです。

また、多くは相談者が行為者に対して話をするのはやめてほしいということが多くて、そういったケースが結構多うございます。また、相談者、行為者の中で事実関係が不一致の場合には、 一応第三者にいろいろと話を聞いて対応しているところでございます。

一応、紛争処理等でいい方向にいかない場合は、対策相談委員会を開催することになっておりますが、一応対策相談委員会の開催に至った事例はございません。

以上でございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) お聞きした話で判断すると、要するに内部の、例えば人事行政班長ですかね、そういった窓口、病院のほうもどうなんですかね。事例によっては第三者に相談すると言われましたけれど、基本的には内部の職員の方が窓口になっているということでよろしい

のか、ちょっとそこをお聞きしたかったんで、もう1度御答弁をお願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 相談窓口についてでございますが、基本的には内部での相談になろうかと思います。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。
- **〇病院事業局総務部長(大元 良朗君)** 職員に周知しておりますのは、病院事業局内の相談員に相談するように周知しているところでございます。
- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 要するに、職員の方が職員の相談を受けるということで、それは それが駄目とかいうわけじゃないですけれど、ただ現実的に考えて、例えば相談される方が同じ 職場の職員の方に、果たしてどれだけ相談するだろうか、実際に町長部局のほうでは事例はない ということなんですが、私はそういう事例がありますよという相談を受けております。

パワーハラスメントとかそういった一般的な、こういうのがパワーハラスメントですという事例があるんですが、これの多くに該当するような事例をお聞きしております。実際に、相談窓口がありながら、そういったところに相談もされていないということは、やはりその体制に問題があるんじゃなかろうかと。

どう考えても職員が幹部の方とか上司の方とか、直属じゃなくても同じ組織の上層部の方に相談するというのは、なかなか無理があるんじゃないか。非常に抵抗があるんじゃないかと。一般的な話としてはやはり外部の相談窓口が必要だろうというふうな、もう当然の話だろうと思うんですが、その辺について実際に何もなければいいんですが、私もそういう事例がありますよというのを聞いていますので、それについて実際の相談窓口が機能していないんじゃないかと言わざるを得ないんですよね。

そこを、どういうふうに対処されるのか、今後ですね。それは、事実関係も確認はしてもらわなきゃいけないと思いますけれど、そういう事例が実際にあるということはそのまま放置できないと思うんですよ。だけど、現実には相談窓口が機能していないというのであれば、別の対策を講じざるを得ない。

その別の対策というのは、一般的にいえば内部でやっても駄目よと、外部の相談窓口を設けないと専門的なですね。それは改善にはつながりませんよということが、常識的にあるので、その辺も含めて今後どういうふうな対策をされるおつもりがあるのか、その辺を御答弁ください。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員からの御質問にお答えいたします。

田中議員がそういった事例で相談を受けた内容については、私もちょっと分かりませんけれども、ただ先ほどパワーハラスメントという文言がありましたので、ちょっとパワーハラスメントの概念について少しだけ言わさせていただきたいと思うんですが、やはりその優越的な関係に基づいて行われること、業務の適正な範囲を超えて行われること、身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること、これらの3点を全て満たされるものを職場のパワーハラスメントというような概念で整理をされております。

ですので、それが被害者からの一方的な状況だけで判断するというのは、大変危険でございます。やはり当然のことながら、加害者についても当然聞き取りを行わないといけないというふうに考えております。

ハラスメントの相談については、防止策はどのようなものかということであろうかと思うんですけれど、やはりパワーハラスメントは上司から部下という位置づけだけではなく、当然同僚から同僚、部下から上司というのもパワーハラスメントというのは現在言われておりますけれど、やはりそのパワーハラスメントを防止するには管理職が正しい認識を持ち、当然管理職および職員ですけれど、正しい認識を持って求められる役割を果たすことが大変重要であろうかと考えます。

このことから、先ほども町長が御答弁いたしましたとおり、周防大島町の職員のハラスメント防止等に関する指針を管理職および職員、全職員が遵守することや階級別の研修を受講させ、ハラスメントの防止に努めて、ハラスメントの起きない風通しのよい職場環境の構築に努めてまいりたいと思います。

それとあと、相談の窓口でございますけれど、最初のほうに御答弁いたしましたとおり、内部では総務課の人事行政班が受けておりますし、外部であれば山口県の市町公平委員会というところが相談窓口を担っているところでございます。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。
- ○病院事業局総務部長(大元 良朗君) 先ほど石原病院事業管理者の答弁にもありましたけれども、労働組合や衛生委員会と協力しアンケート等を実施することにより、その中で病院事業局として把握できていない事例等をくみ上げて、早期に対応していきたいというふうに考えています。また、外部への相談窓口についても検討し、相談しやすい環境づくりもしていきたいと思っております。また、外部相談窓口としては、山口県の労働委員会もしくは山口県労働政策課等が窓口としてありますけれども、職員にその点を周知していきたいというふうに考えております。

今まで、ハラスメント防止対策に問題がなかったか適時再点検しながら、ハラスメント防止対 策に努めていきたいというふうに思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 私の質問の仕方が悪いのか、概念を聞いているわけじゃないんですよ。具体的にどうするのか、これA4びっしり1枚書かれた、こういう実態がありますよという書面もあります。パワーハラスメントの概念がどうこうというのもありましたけれど、もう事例で、ここへ一般的な事例であるようなパワーハラスメント以上のことが行われているというのもある。そういう実態があるのかないのか、当然それは調査もしなきゃいけない。

ただ、ちょっと全然食い違っているというか、すれ違いなんですけれど、私が言っているのは それを内部でやったところで、適正な調査は無理でしょうということを申し上げているので、そ れを今までとは違う仕組みで内部で何か仕組みをつくられるというのが、ちょっと私はそこが想 像できないんですけれど、そういう考えでもいいですよ。どういうふうな、じゃあ実際に相談が、 事例はそれは事実関係は私もそのとおりかどうかは断言できませんけれど、一応そういう実態が ありますよということは、私は受けていると。

その中で、それをどういうふうに町の中で、まず精査というか、調査する必要があるのではなかろうかと思いますが、それを最初から申し上げているように内部でやったところで実効性はないでしょうということを申し上げているんですけれど、さっきの御答弁じゃあ今までどおりというふうな答弁にしか聞こえなかったんですけれど、そういう問題がありながら、じゃあ現状どおりでいいというふうに考えられているのかどうか、そこを御答弁いただきたいと思います。

それとあわせて、聞くまでもありませんけれど、町として病院事業局も含めてパワーハラスメントとかセクシュアルハラスメントとかそういったハラスメントがある職場でいいと思っているのかどうか、そこを御答弁ください。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員から2点ほど御質問いただいております。

まず、職場内においてハラスメントがあっていいのかどうかという質問だったと思います。これは、当然あってはならないことだというふうに、皆、認識をしているところでございます。

それともう1点、田中議員が今情報を得ているような内容については、あくまでそれが事実かどうかというのをまず判断しないといけないと思っております。当然、被害者だけの聞き取りだけでは、事実と異なる場合もあります。当然、加害者ないし職場内における被害者、加害者以外の第三者になろうかと思いますけれど、そういったところにも当然聞かないと、一方的な言い分だけではなかなかそれが該当するかどうかというのは難しいところがありますので、それが事実であれば本当にそういったことが行われているのかどうかというのは、やっぱり調査をしないと分からないと思っております。

〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。

〇病院事業局総務部長(大元 良朗君) 病院事業局におきましても、ハラスメントは絶対許せないことでありますので、ハラスメントのない職場づくりを目指したいというふうに思います。

田中議員からございましたハラスメントの事例について、いかなる形で、一番大事なのはやは り事実関係だと思いますけれども、そういう形が職員で分かるのか。もし分からないようであれ ば、いろんな方法で何とかそういった事実があるかどうかというのを確認したいと思いますけれ ど、場合によってはいろんな第三者の形も検討していきたいというふうには思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 私は、こういう事例がありますよと。じゃあ、加害者を処分せい やという話をしているんじゃないんです。何回も申し上げますけれど、今御答弁があったように ハラスメントがあってはならないとお考えなんですよね。皆さんそうだと思います。

そういうお考えの中で、じゃあ実際にそういう被害を受けた人が、そういう人たちに相談しや すいですかね。やっぱりそこは全然公平な立場というんですか、部外者である人に相談しないと、 やっぱり実際は分かりませんよ。ちゃんとそれは対応してくれるんでしょう。

でも、実際に相談する側の不安な気持ちを考えると、これを相談して果たしてどうなるんだろうかと、ものすごい不安ですよね、そこは。だったらやっぱり組織の中で、あってはならないという組織の中で、そういうことを出すこと自体、そういう話を出すこと自体、すごいはばかられると思うんですね。そういう気持ちを職員に持たせた時点で、そこはもうこの仕組み自体が成り立っていかないと、私は思う。

だからこそ、最初から申し上げておりますように、外部の相談窓口、せめて相談窓口ぐらいは外部にしないと、実際の中身についてはそれは中で調査しないと分からないですよ。中の人に聞かないと分からない。だけど、まず一歩目の相談窓口は、外に設けないとそれは実際に町長部局相談事例がないということは、じゃあ何で私のほうにそういう情報が上がってくるのか。ちゃんと窓口があるんなら、中で相談すればいい話で、そこは不思議なんですけれどね。

だから、そこに何らかの障害というんですかね、相談しにくい、ちょっと考えたら分かります よね。それは、そういうハラスメントがない職場づくりを、そういう悪い情報を認めたくないと いうんか、受けたくないところに誰も相談しないでしょう。

病院のほうは事例があるみたいですけれど、それも全部じゃないと思うんですけれど、実際に 私のほうにも上がってきている。病院のほうの情報もありますし、だから結局現状としてそうい う相談窓口はありながら、仕組みはありながら、それが機能できない実態があるんだから、それ はやっぱり改善していく努力をしなきゃいけないんじゃないんですか。

別に難しい話をしているわけじゃないです。どこでもやっている、民間の会社でもやっているし、今は。外部の全然関係ない、また顧問弁護士とかいうのかもしれませんけれど、そういう顧

間弁護士でもいいですよ、それは。だけど町とは関わりのない外部の専門、そういう相談窓口そういったところを設けて、それがベストかどうか分かりませんよ。

ただ、そういう改善策を講じる必要があるんじゃないんですか、解決できていないんならね。 解決できているかできていないか、その調査もしなきゃいけないという認識があるんであれば、 その調査を今から中でやったってそれは同じ話ですから、私もうかつにそういう情報は提供でき ません、内部には。

だからこそ、そういう職員の方が気軽にですね、気軽にというたらいけんですけれど、相談しやすい窓口体制、まずは一歩目はそういう窓口体制をつくることが必要じゃないんですかね。現状を考えるとですね。そういう対策が必要じゃないんですかということを、最初から申し上げているんで、その辺を踏まえて対策を講じる気があるのかないのか。それでもいいですが、ただハラスメントがない職場づくりを目指すんであれば、当然そこは何らかの手を打たないといけないんじゃないかなと思いますけれど、もう1回御答弁お願いします。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 田中議員からの御質問にお答えいたします。

まず、ちょっと最初に言っとかないといけないのが、最初の答弁に直接職員の方から役場総務 課のほうに関する相談はないということを御理解いただければと思います。

それと、内部・外部の相談といいますけれど、当然いろんな職員の方、人それぞれ考えがあろうかと思います。外部の方に相談するのも嫌な方も当然おられようかと思います。全て外部で解決できるとは私どもも思っておりません。

ですので、先ほどから申し上げたとおり内部での相談窓口、外部では県の市町公平委員会というところが相談窓口となっておりますので、本町といたしましてはやはりそういったところの周知を再度していきたいというふうに考えております。

当然、体制づくりをする気があるのかないのかといわれますけれど、私どもはいろいろそういった指針を設けて、体制自体はできてないとは思っておりません。しかしながら、こういった問題についてはやはり周知をして、再度職員、全職員が正しい認識を持ったうえで取り組むべき事案であろうというふうに思っておりますので、その辺を含めて再度周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。
- ○病院事業局総務部長(大元 良朗君) 職員が相談しやすい環境をいろんな形でつくっていきたいというふうに思います。内部はもちろん、外部窓口であります山口県労働委員会、山口県労働政策課等窓口を設けておりますので、そこらを職員に周知徹底して、周知していきたいというふ

うに思います。

また、それでも相談がないようであれば、第三者的な窓口ということも検討していきたいというふうに思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 今の御答弁だったら、現状でもう十分ですよみたいな感じに聞こえたんですけれど、特に町長部局は現状体制もある、仕組みもある、これで大丈夫だというふうに聞こえたんですが、大丈夫じゃないから私のほうにそういう相談というか、情報が上がってくるわけで、それをどうするんですかということをお聞きしているのに、最後までそういうふうに現状維持というんですかね、現状で十分なんだと。

もちろん外部に出したらええということを私は言っているんじゃないんですよ。それが全てだと、さっきも言いましたけれど外部に出せば済むという問題ではないけれど、ただ現状で、何でも一緒ですよこの問題だけでなくて、現状で満足できない。まだ課題があるというんであれば、何らかの改善策を一歩ずつでも、少しずつでも打っていかなきゃいけないんじゃないんですかということを申し上げて、その一環として、一つの事例として、案として外部の一般的に行われている外部の弁護士に相談するとか、そういった窓口を設けることぐらいすぐにできるんじゃないんですかということを申し上げたんで、別に私はそれを絶対だとか、職員を調査して処分せえとそういうことを申し上げているんじゃありません。

だから、そこをせめて現状の問題を解決するための努力をしていきますよぐらいの答弁はなぜ できないのかと思いますが、感想を申し上げて終わります。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 誤解を招いた答弁ということで、ちょっと訂正じゃないんですけれ ど、私のほうには改善をするあれはないとかそういったことを言い切ったわけじゃなくて、当然 のことながらこういった事実があれば、再度検証して、そういったことが起こらないようなこと を構築していくのは当然だろうと思います。

ですから、今のままでいいというような趣旨での発言ではないということだけ御理解いただければと思います。

〇議長(荒	凯	政義君)	以上で、田中豊文議員の質問を終わります。
〇議長(清	売川	政義君)	暫時休憩します。 午前11時50分休憩
			午後 1 時00分再開

- ○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続けます。6番、岡﨑裕一議員。
- ○議員(6番 岡崎 裕一君) 議席番号6番、岡﨑裕一です。

本日は、ICT情報通信技術を活用した農業について、お尋ねいたします。

ICTという、人とものをインターネットでつなぐ技術の普及、これができれば農業従事者の 仕事の負担が大幅に軽減されます。そのための第一歩として、5Gを普及する必要があります。 したがって、今回は町内の5Gを活用するための基盤を整えたい。そのように考えて質問をさせ ていただきます。

現在、農業現場は高齢者、人手不足が深刻な問題となっております。負担が軽減されることで 御年配の方でも少しでも長く、少しでも楽に農業に携わることができると思います。

ところで皆さん5Gとは何か御存じでしょうか。5Gを少しだけ御説明させていただきます。 スマートフォンを使っている方、この中にもたくさんいらっしゃると思うんですけれど、このス マートフォンをサクサク活用するための技術、これが4Gです。4Gが普及したことで、動画な どスマートフォンがより使いやすく便利になりましたね。では、5Gとは何なのか、4Gがス マートフォンのためのモバイルネットワーク技術だとするならば、5Gは社会を支えるモバイル ネットワーク技術と言われています。

この5Gが普及すれば、どのように農業の負担を減らすことができるのか、具体的に4つほど 事例を挙げて説明いたします。

まず、1つ目、農薬散布の自動化、農薬散布がしんどいことが農業をやめてしまうきっかけになる方も多く見受けられます。スマートフォンやタブレットを利用し、遠隔操作のドローンで広範囲の農薬を散布することが、この5Gで可能になります。

2つ目としまして、みかん倉庫内の環境管理、これはリアルタイムでの温度・湿度の管理、これによって収穫したみかんが腐ったり凍ったりするのを防ぐことができます。あと防犯に役立ちます。

3つ目としまして、イノシシわなの制御・管理、これは見回りが大変であったんですけれど、 わざわざ見に行かなくても済むようになります。

4つ目といたしまして、ドローンを活用したみかん畑の見回りというのがあります。これは収穫時期の判断、農薬散布のタイミングの見極めができます。詳細な映像の集積データを利用することで、細かい管理が可能になるのです。

実は、既に安下庄の山口県柑きつ振興センター・山口県大島柑きつ試験場ではICTの取組が始まっているんです。例えば、かん水や液体肥料を遠隔操作で行うことができるスマートマルチドリップシステムという技術があげられます。山口県柑きつ振興センター・山口県大島柑きつ試

験場においては、これまでにもそういった新たな取組を積極的に行っております。

しかし、試験場の先生もおっしゃっていたとおり、試験場内だけではなく現場で活躍する皆さんに利用価値がないと意味がないですよね。私もそう思います。皆さんが使えるようになるには、もっと技術の進歩とそれを支える基盤が必要です。少し話はそれますが、現代はVUCA、ブーカと呼ばれる時代です。ブーカとは将来の予測が困難な状況を示す造語です。

今まさに時代が目まぐるしく回り、将来の予測が曖昧で困難な時代なのです。これまでの常識が通用しません。多くの人たちが新型コロナウイルス感染症を予想できなかったようにです。一流企業はこぞってこの研究と対策をはじめております。SDGsなどがこれにあたります。今こそ変化に柔軟に対応する必要があります。

これは農業だけでなく医療機関や教育現場、交通機関についても言えます。 5 Gの普及がされることで、このあたりの生活インフラの基盤もよりよくなるのです。例えば、遠隔医療や機械を使った精度の高い手術が可能になります。安全な自動運転が普及されると、交通問題も解消されるのではないでしょうか。

技術や時代の流れに対応し、周防大島をよりよい町にしていくために、今こそICTへの第一歩目が必要だと強く考えます。

そこで質問です。周防大島町において、今後の5Gなど次世代の通信インフラを活用していく 展望についてお聞かせください。また、安下庄の山口県柑きつ振興センター・山口県大島柑きつ 試験場において、県も交え町として協力体制でのICTを導入した実証実験などを行うことは可 能であるか、お聞かせください。御答弁よろしくお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- ○町長(藤本 淨孝君) 岡﨑議員からICT情報通信技術を活用した農業について、2つの御質問をいただいております。

はじめに、1点目の周防大島町において、5Gなどの次世代通信インフラの活用の展望についての御質問について、お答えをいたします。

現在、町内では株式会社アイ・キャンによる最大1ギガまでの光通信の利用が可能となっていますが、今後の様々なICTやIoTの導入を検討するうえで、まずは通信環境の拡大が必要と考えており、現行の1ギガから最大10ギガまでの光通信網を構築していきたいと検討しているところでございます。

町内全域に10ギガの光通信網を構築することは、都市部以外では全国的に見てもあまり例が ないと思われ、利活用方法の工夫によっては全国に先がけての取組になると考えております。

また、町内のどこでも高速インターネット通信が使用可能となりますと、企業誘致、サテライトオフィス誘致およびワーケーション誘致にも大変有利な条件となってまいりますし、特定のエ

リアにおいてローカル5Gの通信環境を構築することも可能となります。各産業をはじめ、学校 や病院、地域公共交通や観光拠点施設など、幅広い分野での活用も可能となり、高齢化の進む本 町におきましてはICTやIoTを活用して、近い将来、様々な住民サービスに対応していくこ とが可能となっていまいります。

これらのことから、地域情報通信基盤整備推進事業により、町内における10ギガ通信網の整備に向けて前向きに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の山口県柑きつ振興センター・山口県大島柑きつ試験場において、県も交えた協力体制でのICTを導入した実証実験を行うことは可能かの御質問についてお答えいたします。

本町は、御存じのとおり農業従事者の高齢化が進み、柑きつの産地として維持・継承していくうえで、栽培管理と農作業の労力軽減および省力化は大きな課題であります。

東安下庄にあります山口県柑きつ振興センター・山口県大島柑きつ試験場では、山口県農業振興課、山口県柳井農林水産事務所、JA山口県周防大島統括本部および地元柑きつ生産者の御協力のもと、令和元年からドローンを活用した生育管理や防除剤・薬剤の散布の実証実験をはじめております。

また、久賀・上田ヶ丘地区においては、スマートマルチドリップシステムを導入しており、スマート農業が実用化されております。しかし、狭小で急傾斜の農地が多い本町では、導入について課題が多いのが実情です。今後のさらなる技術の進歩に期待するとともに、農地の集約や集積がより必要になっていくと考えております。

〇議長(荒川 政義君) 岡﨑議員。

○議員(6番 岡崎 裕一君) 御答弁ありがとうございました。先ほど言いましたが、どんなことにも第一歩目はあります。今後、こういった技術が全国各地で確立されてきたとき、何も準備できていないことのほうが周防大島にとって、何よりもマイナスであると私は考えます。

要望になりますが、周防大島町において、目まぐるしく発展しているこれからのICTおよび 5G普及に乗り遅れることなく、農業現場のみならず医療機関や教育現場、そして交通機関など 様々な領域で役割を果たすことを期待するとともに、これら先進的な技術が周防大島町で確立す ることにより、企業誘致の起爆剤につながっていけばと切に願っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

最後に、町長にお考えとか御意見がございましたら、お願いいたします。よろしくお願いいた します。

〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。

〇町長(藤本 淨孝君) 岡﨑議員から御提言をいただきました。このICTを活用するということは、県においても今Y—BASEであったり、そういった人材育成についてもなされていると

ころでございます。周防大島町においても今あるアイ・キャンの情報網をしっかりと活用したうえで、そのうえに皆さんが多く活用していただけるように、5Gというものもしっかりと検証して、研究をして結びつけてまいりたいと考えております。それによって、医療であり、公共交通であり、また農業・水産業の分野にも大きく貢献をしていくと期待をしております。

そしてまた、何よりこのICTを活用した教育、こちらはもう既に皆さんにタブレットを導入 していただいて活用いただいております。こちらも、この周防大島町の学習環境を大きく向上す ることに寄与していると思っておりますので、こちらも大きく活用してまいりたい。そして、技 術の発展にしっかりと遅れないように、岡崎議員の御指摘のとおりしっかり準備をしてまいりた いと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(荒川 政義君) 以上で、岡﨑裕一議員の質問を終わります。

.....

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、4番、竹田茂伸議員。
- ○議員(4番 竹田 茂伸君) 竹田です。よろしくお願いいたします。

議長から質問の許可をいただき、ありがとうございます。日本の教育現場には様々な問題があります。いじめ、ひきこもり、教育格差、詰め込み教育、学力低下など、問題をあげたら切りがありません。このような問題は、社会の流れでしようがないとか、先生の能力不足に起因するものだと思われる方も多くいらっしゃるかもしれません。

ただ、本当にこれらは解決しがたい問題なのでしょうか。先進国である日本の教育問題は、自 国で解決するしかありません。そもそも教育とは何でしょうか。教育とは教え育むことですが、 文部科学省によるとこの目的は一人一人の国民の人格形成と国家社会の形成者の育成の2点であ るとされています。

つまり国民の人格を形成し、社会を担う力を持った人を育むために行われるのが教育であると 言えます。そして、この中で起こる問題が教育問題なのです。私は、現在、教育現場で起きてい ることを、国民の問題として考えなければならない時期に来ていると思います。

それでは、早速通告に従い2点質問をさせていただきます。

1番、学習デジタル端末機の保守についてということでございます。2022年10月8日の 新聞によると、端末が小中学生に1人1台配備されて、1年以上経過している状況の中、故障が 多いとありました。

机に空きスペースがなく、端末機を落とすなどの事故が目立ち、修理費が年間100万円に上る自治体もあるそうです。今後、機器の更新を含め、自治体や保護者の負担が生じる可能性もあり、現場での対応が迫られると予想されます。ついては、本町での配備後の修理状況、修理経費と今後の対応方針を伺います。

次に、教員の休職についてでございます。

文部科学省によると2020年度には、心の病が原因で1か月以上休んだ公立学校教員が9,425人で、20代の教員に占める割合が2,140人、2016年度1,286人から1.7倍と増えています。仕事を苦に自殺を図る20代の教員の割合が、他の年代の教員と比べて高い傾向にあります。ついては、本町の現状を伺います。

次に、いじめや不登校の対応についてお伺いいたします。

全国の小中学校で、2021年度に不登校だった児童生徒が前年度から4万8,813人増しの24万4,940人で、過去最多と文部科学省が公表しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の長期化で不登校やいじめが深刻化しています。ライオンズクラブ国際財団のキャンペーン100の資料によると、今日3人に2人がいじめられていると報告されています。

また、読売新聞の調査によると、全国主要都市において、いじめ問題を担当する職員全員が教 員出身者で構成されている教育委員会が5割を超えている調査結果が出ています。ついては、本 町のいじめや不登校の実態と教育委員会のいじめ問題担当の構成状況を伺います。

次に、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流行対策についてお伺いいたします。 今冬に新型コロナウイルス感染症の第8波が広まる中、近年流行が見られなかったため社会全 体のインフルエンザに対する免疫が低迷しており、特に子どもたちを中心にインフルエンザの感 染拡大も懸念されています。

厚生労働省が、令和4年10月13日に医療逼迫が懸念される際の外来受診や療養の考え方を 示していますが、2つの感染症の同時流行にどのような対策を講じるのか伺います。よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 淨孝君)** 竹田議員の季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流 行対策についての御質問にお答えをいたします。

今年の冬においては、新型コロナウイルス感染症について、第7波を上回る感染拡大が生じる可能性があり、加えて季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が同時に生じる可能性があると懸念されていることを踏まえ、山口県では休日夜間診療所等の拡充、そして自宅療養者フォローアップセンターの拡充および高齢者施設等の頻回検査を実施し、同時流行に備えた整備を行っております。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生と季節性インフルエンザ流行に備え、 各医療機関との情報を共有しており、これまで発熱などの症状がある方への受診相談窓口につい てはホームページおよびチラシにて周知しております。

また、年末年始における発熱患者の相談窓口や集中PCR検査受付窓口の情報提供および同時

流行の注意喚起を令和4年12月の広報にあわせてチラシを配布させていただいたところでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 星野教育長。
- ○教育長(星野 朋啓君) 竹田議員の教育現場における諸課題について、3点の御質問にお答え いたします。

まず、学習デジタル端末機の保守についてでございますが、平成27年度、平成28年度に防衛省の再編交付金と令和元年度からの国のGIGAスクール構想にかかる補助金を活用し、令和3年度には町内全ての小中学生にタブレット端末の整備を行ったところであります。

端末機の修繕費については、令和3年度の修理台数48台、お金は65万8,000円の支出、本年度は11月末現在、修理台数5台で6万7,500円の支出となっております。修繕内容については、初期化に伴う再設定作業やバッテリーなど機器の不具合が主なもので、落とすなどの事故等によるものはありません。

保護者負担に該当する事例は、これまで発生しておりません。タブレット端末の利用については、年度はじめに学習者用端末利用規程を保護者に周知し、破損時の対応についての御理解をいただいております。

今後の更新対応についてですが、平成27年度、平成28年度の再編交付金で整備したタブレット端末は業者によるサポート終了の影響や、修繕費の高騰により順次買い換えが必要と考えております。

次に、教員の休職についてでございます。

本町の教職員は約160名おりますが、現在、精神疾患を含め病気等で休職しているものはおりません。

しかしながら、竹田議員御指摘のとおり全国では休職者数の増加が報じられています。教育委員会では、毎年教職員を対象としたメンタルヘルス研修会の開催、令和3年度からはストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルスの維持・充実を図っております。

今後も、管理職による教職員へのメンタルヘルスの保持や、職場環境や業務の改善、組織力の 強化と教職員の資質向上に向けた協働体制づくりなど、休職者を出さないためのサポート体制づ くりを充実させ、学校への支援や助言を継続していきたいと考えております。

最後に、いじめや不登校の対応についてでございます。

いじめは人間として絶対に許されないものであり、人権を著しく侵害する行為であると認識しております。いじめはいつでもどこでも起こり得るという考えのもと、積極的にいじめを認知し、その解決につなげることが重要であり、そのための研修や支援員の配置など、組織づくりに努めているところです。

これらの取組は、いじめの認知のアンテナを高くすることで、声が出せない子どもたちを見つけていくことを大切に考え実施しております。また、怪しいと思ったときは教育委員会にも情報をあげてもらうように、学校にも働きかけております。

本町の現状でありますが、令和3年度末の調査で小中学校のいじめの認知件数は27件となっています。また、不登校の児童生徒数については児童が10名、生徒が17名となっております。いじめの認知件数は増加傾向にありますが、現在、大半の案件は解消してきております。引き続き、多くの目でいじめの早期発見に努め、その解消を図る取組を進めてまいります。

また、教育委員会では、県や周防大島町、学校がそれぞれ作成しているいじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域・関係機関等との連携を図っております。毎年、周防大島町いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止対策のための情報共有やその対応を協議し、教職員以外からの意見も反映しながら、いじめや不登校対応を図っています。

周防大島町いじめ問題対策連絡協議会委員の構成は20名で、教職員、保護者代表、民生委員 児童委員協議会、臨床心理士、社会福祉士のほか、県警察や児童相談所、法務局、子ども会、シ ニアクラブ連合会、婦人会、そして教育行政関係者などとなっております。

重大事態に関する調査委員会については、5人の委員で構成されておりますが、その構成者は 医師や弁護士、臨床心理士などで、元教員は1名入っております。教育委員会として、今後も町 内全ての児童生徒の成長と、教職員の資質向上に向け、地域総がかりの教育の推進と教育環境の 整備に努めてまいりますので、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 竹田議員。
- ○議員(4番 竹田 茂伸君) 町長、そして教育長、本当にありがとうございます。

最初にちょっと教育のほうから、少し再質問させていただきます。

デジタル端末の保守の関係ですけれど、思ったより故障が少なかったということで、本当に安心しました。経費もそこまでかかっていないということで、65万円と6万7,000円ですからね、このぐらいだと思いますし、良かったと思います。一応、端末ですから5年の更新ということになるんだろうと思いますが、国は更新費用を示していないという状況の中、全国でもいろいろ事例を見ると、いろいろと保護者に請求をしたというような事例もあります。それは端末をなくしたとか、故意に壊したとか、そういったこともあるわけですが、そういった中で最近の例としては、埼玉県久喜市の例で75台分で260万円を計上していたけれど、結局200台故障で770万円かかったとか、そういうのもある中で、先ほども言いましたが、大変、周防大島町い形なんだと思います。

ただ、そういっても、ランドセルで小学生の子供が通うわけですけれど、我々のときと違って 教材も大きいし、入れとるものも大きい、実際に計ると大体5キログラムくらいあると聞いてお ります。その中で、タブレットが1キログラムくらいということなんですかね。大変子どもたち も低学年としたら重たいものを抱えておるわけで、端末が壊れるという状況というのはどういっ た状況で起きるかというのはなかなか分からない。

そういった中で、先ほど教育長が言われたように利用規程を、利用のルールをつくられておるということですから、私もそれでいいと思うんですが、そこら辺りの中にやはり故障なのか、使っておる間に経年劣化なのかとか、そういったことも含めて費用負担のルールというものがあるのだろうと思うんですが、なければやっぱりつくっていくべきじゃないかと思いますので、その点でどうぞよろしくお願いいたします。

それで、次に教員の休職の関係、いないということで、もう本当安心しました。毎日のように 新聞でそういった関係が多い中で、どうなのかなと思って心配しておりましたけれども、さすが、 教育長、また前の教育長含めていろいろ目配り、気配りされておるんだろうと思いますので、引 き続いてそういったよい状況を続けていただけたらと思います。

それで、そうはいっても今、教育現場の状況というのは、私がいろいろ調べてみると、ベテランの方が大変たくさん退職したとか、教員が不足しているということで、いろんな問題が起きているのだろうと思います。過重労働というんですか、学校のブラック化とかいうこともよく新聞とかに出ますけれども、ここの周防大島町の学校では残業時間等も、そんなに多くはないんだろうということで、今私もお聞きしましたけれど、中にはそういった1か月の残業時間が小学校で97時間とか、中学校で114時間とかいう学校もあるみたいです。

そういった中で、先ほど働き方改革の質問が出ましたけれど、給与特別措置法ですかね、4% の給与特別措置法のことは心配しなくていいということでよろしいですかね。どのぐらいの残業 かちょっとはっきり分かりませんが、ごめんなさい、ちょっとそれましたけれど、しっかり相談 しやすい環境をつくっていただけたらと思います。

最後に、いじめの関係ですけれど、ちょっとここのところで2021年度の状況で、ネットによるいじめが2万件で過去最高だと。そして、それも低年齢化しておるということで、そして不登校の原因が無気力とか、不安とか、生活の乱れとか、いろんなものがある中で、前回ですね、前回といいますか、今回、自殺者が小中高で368人ということで、小学生8人、中学生109人、高校生251人と本当にちょっと悲しい状況が続いているということで、がっかりしていますけれど、そういったことにも目配りされているんだろうと思いますけれども、そういったことを含めて、タブレットやそのほかの事項といいますか、この間、岩国市であったような置き忘れのタブレットに先生がしゃべったことが録音されたとかいろんな、毎日、新聞でそういうことが起きています。

ぜひとも、そういったことを含めていろいろルール等が要るんだろうと思います。そこら辺り

も含めて、しっかりやっていただけたらと思います。それで、たくさん資料を書いておったんですが、もうほとんどできておるということで、あまり質問しなくてすむんですが、引き続きよろしくお願いいたします。

それから、季節性インフルエンザの関係でございます。ここだけちょっと少し、今、先ほど町 長も言いましたように、少しずつ増えていく中で、オーストラリアですかね、南半球のあっちの ほうでは、この令和4年4月から22万人の患者が出ているということでございます。

そして、実際に中国では、令和4年12月15日の中国では医療逼迫により5万か所の発熱外来を設置したということで、いろいろ新聞等でお騒がせしておりますけれど、周防大島町においては先ほども町長からありましたように、土日祝日ですか、そういった対応とかやっていただけるということでございますので、しっかりそれはそれでやっていってほしいわけですけれど、その中で今日は1つちょっと、それに私のほうの日頃の思いをちょっとしゃべらせていただきたいんですけれど、令和4年10月6日の厚生労働省が出されております、今回の同時流行に対する診療方針についてでございますが、オンライン診療が今回これに入っておると思います。

それで、子供とか高齢者の人は当然、熱が出たら実際にはそこはもう診察を受けるだろうと思いますが、それ以外の方ですね、13歳から64歳までの元気な方が症状が出たときの対応です。 そこらについては、現在周防大島町ではどのような対応になっておるのでしょうか。オンライン診療を考えているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 大元病院事業局総務部長。
- **〇病院事業局総務部長(大元 良朗君)** 竹田議員の御質問にお答えいたします。

国においては、新型コロナウイルス感染症が拡大し、新型コロナウイルス感染症陽性者が増加 した場合、医療機関の受診が困難になることに鑑みた時限的・特例的な対応として、電話や情報 機器を用いた診療、オンライン診療を認めることとしております。

病院事業局では、今のところオンライン診療を実施しておりません。新型コロナウイルス感染症患者以外のオンライン診療につきましては、オンライン診療は、医師の得られる情報が映像と音声に限られております。オンライン診療は新しい医療形式であるため、患者、医師にとりましてのメリット・デメリットが混在しております。

患者にとりましては、医療機関に行かなくても済む等、メリットとなる要素が多いと思います。 一方、医師につきましては、映像と音声のみで診断、電子カルテの取り込み、支払い方法、薬の 受け渡し等課題も懸念されるところであります。しかしながら、オンライン診療は患者にとって はメリットも多く、医師の確保が厳しい状況の中では、オンライン診療は医療提供の選択肢の 1つとして検討していく必要があると考えております。

したがいまして、今後、医師に理解を求めていくとともに調査、研究し、導入を検討していき

たいというふうに思っております。

- 〇議長(荒川 政義君) 竹田議員。
- ○議員(4番 竹田 茂伸君) 病院事業局総務部長、ありがとうございます。本当前向きな回答をいただき、答弁いただきありがとうございます。

ちょっと、外に話がそれたらいけないんですけれど、今、全国的にオンライン診療がどんどん増えてきています。実際、今回の政府の方針の中で、今現在3割弱くらいがオンライン診療を始めたということで、特に東京では臨時オンライン診療が開始されたということで、これから成果が出るかどうかというのは私も分かりませんけれど、先ほど岡崎議員からもありました医療のICTの関係も出ましたけれど、日々やっぱりデジタル化が進んでおります。

そういった中で、この前も私もちょっとテレビで見ておったら、救急医療の関係の中にLive119というんですか、ありました。本当にこれはすごいなと思いました。素人でもラインで、かざしながら救急車からいろいろと指示を仰ぎながらやるとか、それとか医療MaaSというんですか、医師は病院におり、車で行って、そこへ患者が寝て、看護師があてることで、先生がこうしなさい、ああしなさいと。これも、もう実際にその画面を見ましたけれど、すごく、すごいスピードで医療のオンライン診療というのが進んでおります。

そういったことで、ぜひとも前回の質問のときに眼科のオンライン診療の話をしましたけれど、 石原病院事業管理者のほうから触診が基本だからということで、それはそうだと思うんですけれ ど、やっぱり世の中の動きがどんどんオンラインを使うことによって大変便利になっているとい うことで、今回の同時流行の問題なんか、特にそれを理解されたところがどんどんどんどん でおるということで、間違いないんだろうと思います。

これ最後の私の要望でございます。要望ということで、これからも町内で安心して医療を受けられるということで、特にお医者さんが少なくなる、人も少なくなる中で、いつも言います。横に長い周防大島町の中で、町民の命を守るという観点から、ぜひとも病院の再編計画の見直しの中に、入院、外来、在宅とあわせて、第4のですね、第4の診療形態として、オンライン診療体制の準備を加えていただきたいと、そういう思いが今日は、これが私一番に言いたかったんですけれど、教育のほうはほとんど私がとやかく聞くことはなかったんですが、先ほど言いました同時流行の中でのオンライン診療、ほかの面ではしっかりやっていただいておると思います。

これに、しっかり第4の診療形態を加えていくということが、町民の安心に結びつくんじゃないかと思いますので、ぜひともですね、これはもう一度言います。第4の診療形態として、少しオンライン診療を前へ進めていただけたらと思います。本当にありがとうございました。

〇議長(荒川 政義君) 以上で、竹田茂伸議員の質問を終わります。

.....

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、1番、山中正樹議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) 議席番号1番、公明党の山中正樹でございます。

令和4年11月18日、離島の暮らしの向上に向けて、医療や交通などへの支援を充実させる 改正離島振興法が成立しました。参議院本会議の終了後、全国離島振興協議会の荒木会長は、公 明党の離島振興ビジョンの存在を大きい、地元の声を反映されたことに非常に感謝していると喜 びを語っておられたそうです。

改正法では、インターネットを活用した遠隔医療の充実、障害者の福祉や子育て支援への配慮、 また船舶等に対する設備投資の支援などに加え、将来の関係人口にもつながる離島留学の推進、 オンライン授業などの通信インフラの維持管理、さらに高齢化が進む小規模離島の環境維持に配 慮する規定も定められているようです。

全ての離島で改正法の中身が反映されるように、公明党議員のネットワークを生かして、島民に寄り添った支援を届けてまいりたいと、このように思っております。

今回の質問の1つ目は、帯状疱疹のワクチンについてであります。テレビ等で周知されるようになった帯状疱疹は、予想以上に罹患率が高く、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。後遺症として神経痛が残る場合もあります。帯状疱疹の予防には、ワクチンが有効であり、高額のため町からの助成が必要であると考えております。

まず1番目には、帯状疱疹の症状と予防についてお伺いをいたします。

2番目に、帯状疱疹のワクチン接種について、本町の考え方と他市町村の取組についてお伺いをいたします。

3番目に、帯状疱疹のワクチンは、高額な接種費用が全額負担となっている現状を考えますと、 65歳以上の高齢化率が全国でも上位にランクされている我が周防大島町では、今後の帯状疱疹 のワクチン接種の助成に関してお伺いしたいと思います。

次に、妊娠・出産・子育て支援についてであります。

コロナ禍において、少子化・人口減少は一層進み、核家族化・地域のつながりの希薄化が進む中、子供や家族を取り巻く環境が深刻な状態となっております。そこで、出産・子育て支援の充実について2点お伺いいたします。

1番目に、1歳児健康診断の導入であります。乳幼児健康診査は、生後間もない赤ちゃんの健康保持および増進を図ることを目的として、発達・栄養状態の確認、先天的な病気の有無、早期発見、予防接種の時期や種類の確認など必要な項目を定期的にチェックいたします。

また、お母さんが普段気になっていることを小児科医や保健師に相談することもできます。今 後の1歳児健康診断の計画についてお伺いいたします。

2番目には、子育て支援アプリの導入についてであります。

子育て支援で妊娠・出産・育児までをサポート支援できる母子手帳アプリを本町においてどの ような状況になっているか教えてください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- 〇町長(藤本 淨孝君) 山中議員から帯状疱疹ワクチンについて3点と、妊娠・出産・子育て支援について2点の御質問をいただきました。

まずは、帯状疱疹ワクチンについてからお答えいたします。

1点目の帯状疱疹の症状と予防についてにお答えいたします。

帯状疱疹の症状は、体の左右どちらか片方にピリピリと刺すような痛みと、これに続いて赤い斑点と小さな水ぶくれが帯状に現れるのが特徴です。その後、水ぶくれは破れてただれた状態となり、かさぶたへと変わりますが、皮膚症状が治った後も後遺症として、ウイルスが神経を傷つけたために起こる痛みが数か月以上にわたって続く方もおられます。

予防についてですが、帯状疱疹は、加齢や疲労、ストレスなどで免疫が低下すると、神経に潜んでいたウイルスが再び目覚めることにより発症しますので、免疫力を落とさないように、バランスのとれた食事や十分な睡眠など、健康的な生活習慣を保つこと、また、適度に体を動かし、ストレスが蓄積しないようにすることも有効でございます。

その他、罹患リスクの上がる50歳以上の方については、帯状疱疹ワクチンの接種対象になっておりますので、こちらを利用し、免疫を強化して帯状疱疹が発症するリスクを下げるという方法もあります。

次に、2点目の帯状疱疹のワクチン接種について本町の考え方と他市町村の取組についてにお 答えいたします。

帯状疱疹ワクチンは現在、任意予防接種であります。予防接種法の対象となっていない任意予防接種は、被接種者と医師との相談によって判断し行われる仕組みになっております。

国は、厚生労働省所管の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会こちらにおいて、予防接種法に基づいて行う定期予防接種として追加を検討するワクチンの1つとして、ワクチンの効果やその持続期間、導入に最適な対象年齢、2種類のワクチンの比較、安全性や医療経済学的評価等について検証、評価が進められている状況でございます。本町におきましても、今後、定期予防接種化における国の動向を注視してまいります。

また、山口県内19市町の取組の状況といたしましては、助成について検討中の市町はありますが、現状では助成している市町はないようであります。

次に、3点目の帯状疱疹のワクチンの助成についてでございますが、御質問の帯状疱疹のワク

チンの助成につきましては、今後、国の動向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。 続きまして、妊娠・出産・子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の1歳児健康診断の導入についてでございます。

乳幼児健康診査は母子保健法に基づいて実施されております。厚生労働省令の定めるところにより、1歳6か月児健診および3歳児健診は法定健診に位置づけられており、本町においても集団での1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。

その他の乳幼児に対しても必要に応じて健診を実施することとなっており、本町におきましては、個別での1か月・3か月・7か月健診を実施しております。

御質問の1歳児健康診断につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

2点目の子育て支援アプリの導入についてお答えいたします。

令和4年6月から子育て支援アプリ情報配信サービス母子モを導入しております。

子育て支援アプリは、スマートフォンで、妊娠中の記録・乳幼児健診等の子供の成長記録や予防接種のスケジュールの管理ができたり、山口県や本町の妊娠・出産・子育てに関する情報を受けることができるサービスです。

また、周知については、母子健康手帳交付時や訪問指導、育児相談等の保健事業において御案内しており、現在、本町では44人の方が利用をされています。今後は、さらに取組の充実、サービス利用に向けて周知を図りたいと考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございました。帯状疱疹ワクチンについての対象になるといいますか、一番必要とすべき人たちというのは50歳代からではございますけれども、まずは65歳以上の高齢化率の高い我が町においては、大変重要なことではないかと思いますが、ちょっと65歳以上の高齢化率とその人数、また全国で何位、山口県で何位に位置しているのか教えてください。
- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の質問にお答えをいたします。

65歳以上の人口につきましては、これは今年11月末現在の数字でございますが、7,909人となっております。高齢化率につきましては、これも今年11月末現在でございますが、55.01%となっております。

また、高齢化率の全国および山口県との比較についてでございます。これは少し前の数字でございますが、令和3年10月1日現在となります。大変申し訳ないですが、順位についてはちょっと把握しておりません。まず全国が28.9%、それから山口県が35.0%、この際に周防大島町につきましては、54.8%となっております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございます。今、健康福祉部長のほうからおっしゃっていただいたように、全国で28.9%、本町におきましては55.01%と、非常に高齢化率が高いということなんですね。特に、80歳以上になってまいりますと、3人に1人は、罹患率があるということでございますので、この辺のことを考えていくと、いかに帯状疱疹のワクチンが必要であるかということを認識していただけるんじゃないかと思います。

私の母も、父の介護のために80歳過ぎてから、約1か月以上の症状が出まして、大変な目に あったことをよく覚えております。そういうことも、この本町においては、高齢化率が高いとい うことをぜひ理解のうえ、そういった予防方法を、ぜひいつものとおりですけれども、ホーム ページまたは広報等に、いち早く発信されることを切望しておりますので、よろしくお願いいた します。

結局、この中でも、社会保険と国民健康保険と2種類に分けますので、大島病院あるいは周東総合病院等々になってくると、何名の方が、例えば去年、入院、またはそういうふうに診断を受けたのかということが分からないものですから、皆様の周りを見ていただくと、この帯状疱疹にかかった年配の方がどれだけいらっしゃるかというのは、すぐに分かるとこのように思いますので、その点をあわせて、予防方法を周知していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、次に、帯状疱疹ワクチンの本町の考え方と、他の市町の取組についてでありますけれども、任意接種であるということは、これは承知しております。また定期的な接種であることも承知しております。

そこで任意接種でありますけれども、当然のことながら助成金はゼロという形でございますので、そういうことを含めていきますと、山口県では19市町の中でどこもそれをやっていないということですので、ぜひ、率先して、この高齢化率が高い周防大島町でこの助成ができるような体制を組んでいただいて、今まで町のために働いて、それから80年間この島のことを思い、ここに住み続けた御年輩の高齢者の方々に対しても、ぜひ助成をお願いしたいなと、このような感じで考えております。

その次に、助成のところで、各補助金の出ているワクチン接種があるかと思うんですけれども、 その辺について質問をいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の質問にお答えいたします。

予防接種の関係でございますが、これは高齢者のほうにまずなりますが、高齢者の季節性インフルエンザワクチン接種、これは満65歳以上になります。周防大島町に住所を有している

6 5歳以上の方、この方につきましては、県の医師会と委託契約をしておりまして、金額のうち 7割を公費負担、3割を自己負担というふうに行っております。

それから、成人用の肺炎球菌ワクチン接種でございます。こちらのほうは、やはり同じように、対象者は、周防大島町に住所を有する方で、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方で、同じく県の医師会と委託契約をしておりまして、金額のうち7割を公費負担、3割を自己負担といたしております。

また、麻疹、風疹、日本脳炎、子宮頸がん等の定期接種につきましては、全額公費で実施をしております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございます。今のお話でいきますと、3割が自己負担ということで、私も先日新型コロナウイルス感染症との同時発症をしてはいけないということで、季節性インフルエンザワクチン接種を夫婦で一緒に受けてまいりました。肺炎球菌ワクチン接種も受けております。つまり年齢が行けば行くほど、一番必要なのは先ほど申し上げましたけれども高齢者の方、ここにぜひ助成をしていただきたいなとこのように思います。

また、帯状疱疹ワクチンの中には何種類かあるんですけれども、この辺のこともちょっと御答 弁お願いできますか。

- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の御質問でございます。

先ほど帯状疱疹のワクチンについて2種類あるというふうに調べております。

1つがシングリックスというワクチンでございます。これが、たしか2万円以上するような形で、効果が90%あるというふうに聞いております。もう1種類あるんですが、ちょっとそこを調べておりませんので、そこについては回答を控えさせていただきます。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございます。私が調べたところでは、帯状疱疹ワクチンについては2種類あるようです。1つは生ワクチン、不活化ワクチンとこの2つです。これによって接種回数が生ワクチンは1回、予防効果が高齢者は50歳以上の方をあわせてですけれども予防効果があると、さらに約1万円すると。

さらに、次にはもっとこれがいいんですね。不活化ワクチンというのは2回接種することがいいということです。予防効果は97%、先ほど生ワクチンは1万円、不活化ワクチンは1回あたり2万円掛ける2回、これによって97%の発症を防ぐことができると、このようになっており

ます。

なおさらのことながら、ちょっと例は違いますけれども、今マイナンバーカード、あれについて1回、2回、3回と5,000円、7,500ポイント、それから7,500ポイントということで合計 2 万ポイントが出るということでありますけれども、やはり高齢者になってくると年金生活でございます。マイナンバーカードのことを――何が言いたいかというと、最初の5,000円をいただくためには、たとえば丸久のプリペイドカード、あれには5,000円をもらうために2万円をまず先に入れないと5,000円がいただけないと。

しかし、高齢者の方は、その入れる2万円がないんですね。何人かその苦情といいますか、俺は2万円がないんやというふうに聞いております。その方たちは、今度は制度がちょっと変わって2番目、3番目の7,500ポイントが2つ出るということで、じゃあ、もう5,000円はいいと、すぐに手続だけでもらえる7,500円のポイントを2つ、これをプリペイドカードのほうに入れたという方が何人かいらっしゃいます。

こういうことを考えていきますと、このせっかくの不活化ワクチン、いわゆる帯状疱疹ワクチンがあったとしても、それを発症リスクを減らすために受けることのできない方たちがたくさんいらっしゃる。あわせてそれがこの周防大島町の中に高齢化率の割合が大きいということを、この辺でしっかりと認識していただけたらと思ったりします。

そこで調べたところ、国立がん研究センターの岩田医師はこのようなことをおっしゃっています。帯状疱疹はPHN、これはかかったあとに神経痛になるということなんですね。それで目にできてしまったら角膜炎とか、耳にできたら難聴とか、油断は絶対できないと。高齢者にはワクチン接種が何よりも重要だと。そこで、まずは自治体の助成で受けやすくしたうえで定期化していくのが大事だよと。

この中でも最初に言いました1回の51%の予防効果、費用は1万円かかる、これについても、 その方たちが受けるにはもう生涯1回だけだとか、いろんな助成の仕方があるかと思うんですが、 早急にこの点を考えていただけたらと、このように思ったりしております。

どのような自治体があるかということをいろいろ調べていきますと、今までは東京都議会、あ そこでも今回の都議会の中でテーマが上がってきたとか、また単位、単位でいろんな形で市町村 までやっている自治体があるということです。

特に、先ほどから何回も言いますが、せっかくここまで長寿を貫いてこられた高齢者の方々たちが、周防大島町に住んでおられて、この町で一生涯を終の棲家として終えようとしている方たちが、これを打てば治るのに、しかし高いから打てない。そういうことを、ぜひ町の助成において1つの悩みを克服、解決をしていただけたらと、このように思います。

その点について、これからはどんな状況を考えていかれるか、少しお伺いしたいと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 浄孝君)** 山中議員より御指摘をいただきました帯状疱疹のワクチン接種について ということであります。

80歳までに日本人の3人に1人が帯状疱疹を患うというデータもある中で、やはり予防接種は、これは防ぐために大切な手段の1つと認識をしております。

今、重冨健康福祉部長のほうからも先ほど説明がありましたけれども、季節性インフルエンザワクチン、そしてまた肺炎球菌ワクチン等は助成を行っておるところでございます。こちらも、助成をするということについては財源の問題が伴っています。この財源をどのように作っていくか、どちらも大きな課題になっているとともに、またこの地域の皆さんのお話を聞きながら、しっかりと研究調査を重ねていきたいというに思っております。

〇議長(荒川 政義君) 山中議員。

○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございました。ぜひ、身近な方が、恐らく本当に知っている方が、そういうふうにかかったよという話は幾らでも聞かれると思いますので、周防大島町としても、大事な大事な御年輩の高齢の方を大事にしていただきたいと、このように思います。その次に、1歳児健康診断の導入についてということでございますけれども、今は山口県では1歳児健診をしているところは確か調べると和木町だけであると、このように把握しております。先ほども答弁でありましたけれども、母子保健法第12条には、満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児又は満3歳を超えて満4歳に達しない幼児に対して、厚生労働省が定めるところにより健康診断を行わなければならない。と、このように定めておられるわけですね。

次に、母子保健法第13条では、母子保健法第12条の健康診査のほかに市町村は必要に応じて、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを推奨しなければならない。と、このようにもされています。乳児とは、生後1年未満の者と児童福祉法に定義されております。一方、幼児は1歳から小学校就学の時期に達する者がそのように定義付けされております。

妊婦健診では、出産までの280日間で14回の健診が実施されていますけれども、乳幼児健 診は生後360日間で僅か3回、このように実施されているということが問題視をされているわ けです。

先ほど健康福祉部長からの答弁がありましたけれども、すみません、町長でしたかね。周防大島町では、町独自に産婦健康診査の2週間健診と1か月健診、さらに乳児期の1か月健診、3か月健診、7か月健診と積極的に取り組んでおられます。また、法定健診の1歳半健診と3歳児健診も集団で実施されています。

そこで、1歳半健診までの大事な乳幼児の重要な発育期間の11か月間については健診が今の

ところないと、こういうふうに空白期間になっています。というのは、幼児に変わる大きな重要な節目な時期でもありますので、母親にとっても、それが自分が職場復帰する手の離れるところがあったりしますから、子育て環境にも大きく変化するので、お母さん、母親に対しても大きな不安が出てくる時期ではないかなと、このように考えております。ぜひこういう前向きな形で乳幼児健診を行っていただきたいと思うんですが、この点について御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の質問にお答えいたします。

今申し上げられたような空白の11か月間の健診についてでございますが、先ほどちょっとお話があったように1か月健診、3か月健診、7か月健診はやっているのですが、それ以降については、今現在、実施をしていないということで、こちらについては、今後、検討していく余地があるというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございます。若い人たちが、ある市町村、町に寄ってくる大きな大きな条件というのは、子どもたちに対して福祉が充実しているということが、若い世代の家族が引っ越してくる大きな大きな要因になっていることは、いろんな全国を見ていても明らかなんです。保育所が足らなかったら、保育所ができたところ余っているところ、そこに行けば大丈夫だよということで引っ越してくる。

また、子供に対して先ほどの健診もそうですし、また病院もそうでしょうけれども、そういったところをぜひこの周防大島町にも、これからの人口少子化減を防ぐために実施していただきたいなと、このように考えております。

次に、最後ですけれども、子育て支援アプリというのが、母子モこれが令和4年6月に導入されたと聞きました。大変いいことだなとこのように思います。私も調べたら、推奨をしているところというのは、推奨、山口県の中でも17市町がそれをやっているらしいです。実際に取り入れたところはまた別なんですけれども。その中で20種類以上も子育て支援アプリというのがあるわけですけれども、この母子モを選ばれたその根拠といいますか、理由をできれば教えていただけたらありがたいです。

- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の御質問でございます。

ちょっと今、この母子モに選出した理由については、ちょっと今調べて、また御回答させてい ただきます。すみません。

〇議長(荒川 政義君) 山中議員。

- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございました。もう1つ質問なんですが、今、母子手帳というのは母子手帳としてあるわけですね。お願いします。
- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(重冨 孝雄君) 山中議員の質問にお答えいたします。

母子手帳は、今現在ございます。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) ありがとうございます。ぜひこれも要望なんですけれども、母子手帳、これもこういうふうにデジタル化が進んでいくわけですから、ぜひカード化にしていただきたいなと、このように思います。あわせて障害者手帳もカード化にしていくと古い、古い、汚い手帳がそこでその1つの中に集約されていくんじゃないかなと、このように思います。これがマイナンバーカードと一緒になるかどうかというのはちょっと私のほうではまだ調べておりませんので言えませんけれども、そういうことをぜひ提案、検討していただきたいとこのように思います。

最後に、藤本町長にちょっとお尋ねいたします。

先ほど厚生労働省のほうから妊娠・出産・子育てのトータルプランというのが発表になったわけですけれども、我が周防大島町においても、このようなプランを忠実に、前向きに、幅広く考えていくことが非常に大事だと思います。それによって若い人たちが出ていかずに、こちらに入ってくるということが考えられるんですけれども、その点、最後に町長のほうから御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 淨孝君)** はい、ありがとうございます。山中議員からこの子育てについて御質問をいただきました。

私も、先ほど山中議員が厚生労働省の出産・子育て応援交付金の件、こちらも御案内をいただきましたけれども、やはり先ほどからおっしゃっておられますとおり、この周防大島町の大きな課題であります少子高齢化の問題についても、また人口減少の問題に対しても、やはり子育てをしやすい環境をつくるということは、非常にこの人口減少に歯止めをかけるためにも、非常に有効な手段だと考えております。

そして、さらには、今日、一般質問でも御質問いただきました教育の問題に関しましても、やはりこの周防大島町においては、保育園、生まれたときから小中学校、そして高等学校、高等学校は、また県立高等学校もありますし、商船高等専門学校もございます。非常に充実をした教育体制をつくることが可能であり、そして、これに取り組む大きな価値があると私は思っています。

ですので、この各それぞれの接続が保育園から小学校、小学校から中学校、そして中学校からその上の学校にという、その連携をしっかりうまく取ることが大切だと思っておりますし、そしてまた山中議員御指摘のとおり、子育ての環境、先ほどから御指摘をいただきました母子モであったり、そしてまた、そういった各取組の充実、こちらは大変大切だと思っておりますので、そちらも、やはり知恵を出し合って、しっかりと取り組んでまいりたい、このように思っております。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 山中議員。
- ○議員(1番 山中 正樹君) 町長、ありがとうございました。ぜひこの周防大島町を支えていただいた、先ほど何回も言っている高齢者の方に、またこれから生まれてくる子供が、周防大島町に生まれてきたという、この何かの縁を大事にしていただいて、町政発展、周防大島発展のために尽くしていただきたいと、お考えいただきたいと、このように思います。ありがとうございました。
- 〇議長(荒川 政義君) 重冨健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(重富 孝雄君)** 先ほど答弁ができておりませんでした山中議員の御質問でございます。

母子モにした理由でございますが、山口県内では、下関市以外は全て母子モを使用しております。この母子モを使用することによって、山口県からの情報も入りやすいというところで、このアプリを選んでいるというところでございます。

以上です。

〇議長(荒川 政義		政義君)	以上で、	山中正樹議員	の質問を終れ	ります 。	
					•••••		

〇議長(荒川 政義君) 暫時休憩します。

午後 2 時17分休憩

午後2時36分再開

- ○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 次に、3番、白鳥法子議員。
- O議員(3番 白鳥 法子君) それでは、一般質問に入らせていただきます。

私は今回、2つのことについて質問をあげさせていただいております。

1つは、質問事項としましてマイナンバーカードで変わる未来はということ、もう1つは海域公園拠点施設をどう活かすということです。

まず1つ目の、マイナンバーカードについてのほうですけれども、そもそも町民がマイナンバーカードを持つことによって、どんなことができるようになるかというところが大変気になっています。

これまで国のほうは、マイナンバーカードの取得等による電子マネーの付与など、どちらかというと持つこと、持つ瞬間にこんないいことがあるよということで取得を促進してきたという側面がございます。

また今後は、健康保険証や運転免許証と一体化する予定だというなど、将来的にはもう持たないとどうしようもならなくなるよというような状況も示されてきています。また国は、今年度中にほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標としています。

本町においても、DX推進班や戸籍の担当部署のほうで取得を増やす努力を積極的にされていると思います。マイナンバーカードを普及させることは、しかし目的ではなくて手段であるはずです。カード取得のメリットやどんな場面で私たちが便利になるのか、それが町民にしっかり伝わっていないのがもしかしたら現状なのではないかと思います。

国が全国一律で進めている健康保険証としての利用や、公金受取口座の登録によって、町民生活のどのようなシーンで実際に変わってくるのか。また先行されている自治体が行っているような福祉タクシーの助成チケットの搭載や、図書館カード機能の付与などのように、本町独自で町民生活の利便性向上や行政コストの削減のために導入を検討しているようなことがあれば教えてください。

また、まだ申請していない方々へ取得を働きかけていくために、現在、具体的に行っていることや、今後、新たに行おうとしているようなことがあれば教えていただきたいと思います。

続きまして、海域公園拠点施設をどう活かすかという質問です。

現在、ニホンアワサンゴの生息が多く確認され2013年に環境省に海域公園に設定された海域の陸地側、地家室のほうに環境省と本町で建設費を出し合い施設が建設されています。

この施設は白木半島地区のコミュニティ協議会が、山口県の元気生活圏という地域指定を受けて、活性化を進める取組の中の1つとしてスタートした話だと理解しております。また環境省の資料の中では、周辺も含めた自然体験利用者向けの休憩施設と位置づけられています。

では、完成後に管理活用していく本町としての位置づけはどうなっているのでしょうか。令和 3年2月に設置された地家室園地活用推進協議会の会議の中で、藤本町長は、ソフト事業を充実 させ、にぎわいあふれる施設にしたいというお話をされておられます。

また、施設の建設がスタートしました今年5月、中国新聞の記事の中では、担当課、つまり農 林水産課なんだと思うんですけれども、島の豊かな自然の魅力を発信する施設にしたいと回答さ れています。そういったこういう感じにしたいなということはいいんですけれども、施設自体を にぎわせたいのか、周防大島全体の魅力発信施設にしたいのか、この辺りのイメージもなかなか 私の中で具体的に理解できていない部分がございます。

この施設は平成17年度に周防大島町となって以降、ゼロから企画されたはじめての公共施設の1つです。ここを本町にとってどんな施設・拠点としていこうとお考えなのか、完成後10年、20年と、どのようなビジョンを持って運営していこうとされているのか、町としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **〇町長(藤本 淨孝君)** 私から白鳥議員の海域公園拠点施設をどう活かすの御質問にお答えしたいと存じます。

地家室園地の拠点施設については、現在、造成工事が進められており、その後、町および環境 省の施設の建築が予定をされておるところでございます。

この施設は、平成29年12月に、伊崎、地家室、佐連、沖家室、大積、小積の白木半島6自 治会が、地域づくりの将来計画となる夢プランにおいて掲げた項目の1つであります。

御存じのとおり、周防大島町の北側、国道437号沿いには、道の駅サザンセトとうわをはじめとした観光施設などがあり、多くの観光客で賑わっております。

その観光客を、少しでも当該地域へと新しい人の流れをつくり、地域の魅力を知ってもらう、 体験してもらう、そしてファンになってもらうため、自然環境保全などの学習や、自然とふれあ い、体験できる休憩機能を備えた施設として進めてまいりたいと考えております。

そして、この拠点施設で実施予定のエコツアーや朝市など、地域の皆様の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。そして、まだ活用されていない地域資源や魅力を、地域の皆様と一緒に探し、話し合い、発信できたらと考えております。

また、既設の観光施設とも連携し、実施予定のエコツアーや朝市など、都市と農山漁村との交流の場として、また白木半島地域の新たなコミュニティの拠点として、白木半島地域をはじめ、 周防大島の、あるいは西瀬戸内海の貴重な地域の魅力の発信と体験ができる拠点となるよう実施 を進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 中元総務部長。
- ○総務部長(中元 辰也君) 白鳥議員からのマイナンバーカードで変わる未来はの御質問にお答 えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することによる町民生活のシーンの変化について でございますが、特定健康診査情報や薬剤処方履歴が医師等と共有でき、データに基づく診療や 薬の処方が受けられるほか、マイナポータルで自身の特定健康診査情報や薬剤情報の閲覧が可能 になり、町民自身の健康増進につながると考えています。

2点目の公金受取口座の登録による町民生活のシーンの変化についてですが、給付金等の申請 手続等において口座情報の記載や、通帳の写し等の添付等が不要になり、電子申請の利用と合わ せることにより手続きが簡略化され、交付までの期間が短縮されることとなります。

3点目の町独自のマイナンバーカードを活用した事業やサービスの導入についてでございますが、行政手続きを電子申請で行う際の本人確認のツールとしての活用を令和5年度より開始する 予定としております。

そのほかの活用方法については、決定しているものではございませんが、全国で、先進事例を 研究して、有効でその利便性の高い事業やサービスの導入を検討してまいりたいと考えておりま す。

最後に、未取得者に対して行っていることおよび今後行うことについてでございます。

まず、各総合支所窓口での町職員による申請支援、それと各総合支所窓口での携帯電話大手ベンダーによる出張申請支援、コロナワクチン集団接種会場での町職員による申請支援、役場各出 張所での町職員による申請支援をこれまでに行っております。

今後は、これまでの支援に加え、郵便局での申請支援、民間事業者への出張申請支援等を行う 予定としています。

以上です。

- 〇議長(荒川 政義君) 白鳥議員。
- ○議員(3番 白鳥 法子君) 御回答ありがとうございました。

まず、海域公園のほうから、先ほどいただいた答弁についてですけれども、周防大島町の南側にはあまり観光施設がない。北側のほうにたくさん来る、そういった方々をそちらのほうにも誘客を図りたいということが1つ。また、こちらの施設でエコツアーであるとか朝市、そういったものは地域の協力を得ても進めていきたいということ。また今まで周防大島の資源というのは私も大変もっと本当はあるし、評価されてもいいと思っているものはたくさんありますけれども、そういったものを具体的に周防大島町としてもそういった観光資源を発掘したり、魅力をブラッシュアップしていきたいということかなというふうに思いました。

また先ほど、ここのエリアだけではなく周防大島全体でありますとか、さらに広く西瀬戸内エリアというような言い方をされましたけれども、そういったところまでの情報発信をするということになると、かなり力を入れて中身をつくっていかなければならないのではないかなというふうに感じているところでございます。

今年度、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、工事が既に着工されております。またさらには、現在、白木半島地区の活性化に取り組んでいただける方として、地域おこし協力隊がホー

ムページのほうでも募集がされております。ここの中で業務内容として示されておりますのが、一部抜粋しますと、エコツーリズムの企画実施、アワサンゴの飼育、こちらの施設の有効活用等につながるイベントの企画実施、こちらの施設の受付管理、施設の情報発信、こういった形でかなり多岐にわたる業務を期待して地域おこし協力隊が募集されております。

これを見ただけでも環境分野を担当する農林水産課、地域の活性化などを担当する政策企画課、 観光を担当される商工観光課、またアワサンゴの飼育技術ということになりますと、なぎさ水族 館なども関わってくる話なのかなというふうに推測しております。

また、イベントに関しては、さらに多岐にわたる部署に関係してくるものになってくるのでは ないかと思っております。この施設の運営は委託ではなく町直営というふうに現在のところ伺っ ておりますが、今後、地域おこし協力隊も含め、どのような体制で具体的なソフト事業を具現化 していくおつもりでしょうか。こちらのほう計画などがございましたら、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 現在、どういったイベント等を計画しておるかということでございますけれども。

今、非常に広い範囲でいろいろな意見を収集しようとしております。先ほど白鳥議員の御発言の中にもありました。所管課が農林水産課だから農林水産課だけということではなくて、イベントにおいて様々な課が関わってくる可能性があります。ですから農林水産課だけで考えて実施していくということではなく、各課から意見を聞いたりとか、具体的な話合いを設けたりということで、企画提案を進めていけたらなというふうに思っております。

それと何よりも大事なのは、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、地元の盛り上がりから起こってきている事業でありまして、この機運を大切にしていかなければならない。町長も私も、それから担当課長等も参加しておりますが、地元の説明会等にも数回行って説明をして、御協力を仰ぎたいということを申し上げております。

具体性については、これから早急に詰めていかなければならないと思っておりますが、広く意見を聞き、参考にして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 白鳥議員。
- ○議員(3番 白鳥 法子君) 答弁ありがとうございました。本当にすごく本気でやっていこうと思うと多岐にわたる分野の方々の協力と、アイデアが必要になってくるのかなと思っていたところですので、ぜひ作る担当課というのはもちろん農林水産課なんでしょうけれども、活用については、多くの部署で連携して、また地元のほうとも連携しながらやっていっていただきたいなというふうに期待しております。

また、その際に1つ懸念しているのが、こちらの建築については環境省の補助があったり、町

の方も町債などを活用しながら作っているというふうに理解しておりますけれども、実際の管理 運営に関する経費というのは、なかなかこれから町の財政の中でも新たな負担となってくる部分 かなというふうに思っております。

例えば、エコツアーの企画実施や施設の有効活用等につなげるイベントの企画実施について、こういったものにも経費はかかってくるのだと思いますが、そのときに、そこにお金を突っ込んで、ただただ安くやるというのではなくて、ちゃんとペイできるような仕組みづくりも同時に考えていく必要というのがこれからの公共施設の運営に関しては必要かと思っておりますが、このあたりについて、もし戦略等がおありでしたら教えていただけたらと思います。

- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 先ほどの白鳥議員の御質問の中にもありました環境省がいるいろな意味で深くかかわってきている施設、環境省自身が建てる部分、それから町が建てる部分においても環境省の補助金が入っておる。

先ほど白鳥議員もおっしゃっておりました環境省の見解は休憩所という見解を持っております。 休憩所だから、じゃ、何もできないのかということではないと思っております。こういったもの は可能かどうかとか、これはもっと詳細に話を詰めていかなければならないと思っておりますし、 具体的に維持管理の部分については、環境省と町が協定を結んで町が管理をしていくということ になろうかと思っております。

高熱水費等の費用については環境省から出るというふうに聞いておりますし、その他の収益という言葉がちょっとふさわしいかどうかは別ですが、ペイできるところまでいかないにしても、何らかの収益等を上げつつ維持できていく施設にしたいというふうに考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 白鳥議員。
- O議員(3番 白鳥 法子君) ありがとうございます。ぜひまだこれからできる施設ですので、 町内地元、さらには民間のお知恵も借りながら、具体的な事業をつくっていっていただけたらな と思います。

現在、本当にやっとというところですけれども、世界規模で環境などに対する具体的な動きというのが始まりつつあるのが現在のところかなというふうに思っております。カーボンゼロに向けた動きや再生可能エネルギーへの転換、また海洋プラスチック問題への対応なども一部の環境活動家だけではなく、本当にみんなの課題として捉えられてきたのがようやく今だろうというふうに思っております。

町長も令和4年10月に開催されました海ごみゼロフェスタの中で、海ごみゼロ宣言というものを発しておられます。内容を見ますと、美しい海、豊かな自然を次の世代に残すため海ごみゼロに向け自ら不断の取組を行うというような形のものです。瀬戸内海のこの周防大島で海ごみゼ

ロが実現したら、それはほかのエリアや世界へも波及できるすごい大きいものになるとも思って おります。

先ほど、今度できる施設についても周防大島の白木半島だけではなく、周防大島全体や西瀬戸 内海全体のそういった施設になることを目指すというふうにおっしゃっておられましたので、そ ういった外部に対しても影響力があり、町にとってもすごく存在意義のある施設になることを大 変期待しております。

次に、マイナンバーカードについてのほうに移りたいと思います。

こちらのほうで具体的に国が進めておられます保険証と公金受取口座の設定について、今後こ ういったところで便利になるよということが御説明いただきまして、ありがとうございます。

また、今後独自の施策ということは、本人確認を電子申請するときにこちらのカードが使えるように来年度以降なるということが1点と、ほかのことについては、まだ決まってはいないけれども、積極的にどういったところで使えるかというのを検討していきたいというふうにおっしゃってくださったのは大変期待しております。

ぜひ、先行自治体の事例も大変参考にはなるとは思いますが、本町独自の課題やよその地域に 比べて大きな問題になっている点というのも、やはり特徴的にあると思いますので、そういった ところについての導入も先行事例を参考にしつつも、オリジナルでもつくることができないかと いうのも、あわせて検討していただけたらなと思っております。

以上です。

○議長(荒川 政義君) 以上で、白鳥法子議員の質問を終わります。

.....

- 〇議長(荒川 政義君) 次に、10番吉村忍議員。
- ○議員(10番 吉村 忍君) 議席番号10番、吉村忍でございます。まずは今回も発言の機会を与えていただきましたことをお礼申し上げます。早速ですが質問に入ります。

B&G海洋センタープールの温水化について伺います。

平成29年第2回定例会の一般質問におきまして、同様の質問を行いました。その際には、事業費や年間維持費、事業効果からみても非常に難しいとの御答弁でありました。当プールは平成18年度にビニールシート張りの屋根から金属屋根への大規模改修が行われました。しかし、この改修により日光が水面にあたらなくなり水泳や水中運動に最適な水温に上昇しないという状況になり、現在もその状態が続いております。

B&G財団の助成金制度を調査した結果、平成29年と現在では大幅に変更されており、建設後10年以上を経過し、経年劣化等により老朽化した施設の機能保全及び機能向上を目的とする修繕に対し、助成金による支援が行われるというふうに変わってきております。

さらに、温水化については通年の開館だけではなく、夏季の前後の期間延長開館の場合でも助成金による支援が行われるようになっております。また令和4年度、今年度一般会計補正予算(第7号)には海洋センター管理運営経費の委託料として、B&G海洋センタープール大規模改修に向けた調査・基本設計業務の予算が計上されました。これらを機に当プールの温水化の実現を、再度御検討いただけないかをお伺いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(荒川 政義君) 藤本町長。
- **○町長(藤本 浄孝君)** 吉村議員のB&G海洋センタープール温水化についての御質問にお答え します。

昭和57年度に完成しましたB&G海洋センタープールは、平成18年度にプールの屋内化、バリアフリー化および温水シャワーや監視カメラの設置を行い、B&G財団から通常修繕助成事業による2,000万円の補助をいただき、総事業費6,070万円をかけ修繕改修いたしました。この事業により、真夏に高温となる場内環境が改善され、台風等による影響の軽減や各種機能強化により、大幅な環境改善が図られたところでございます。

しかしながら、屋根のガラス部分の開口面積は、構造上、支障のない範囲で最大限確保したものの、建物全体からすると採光部が小さいため、御指摘のとおり水温が低く、使用しにくいとの御意見をいただいているところでございます。

御指摘のありましたB&G財団の助成制度は、今年度から特別施設整備事業としてプール特別措置が新設されるなど、修繕助成が大きく見直されました。新設された特別措置につきましては、海洋センタープールの開館期間を延長すること、もしくは通年開館化とする体制などが要件となっております。

加えて、B&G財団における海洋センターの評価が5年連続特Aであること、基準に沿った指導員の配置がされていること、学校の授業での利用があること等の要件がございます。

また、御質問にありましたとおり、このたびの令和4年12月補正予算の海洋センター管理運営経費委託料は、建設から40年を経過し、ろ過機や配管などの老朽化が見られることから、プールの長寿命化を図るため、B&G財団の新たな助成制度を活用した改修を目指し、計上したものでございます。

平成29年6月定例会でプールの温水化についての御質問をいただいた際には、一年を通じて維持をしていくことは困難である。との見解をお示しさせていただきましたが、数年前からスイミングクラブやスポーツ少年団の方々が利用をし始め、初夏・晩夏の水温低下も承知しておりますので、このたびの改修計画を進めるにあたり長寿命化を図ることに加え、夏季前後の機能向上と利用しやすい環境について、ランニングコストを考慮した調査・検討をしてまいりたいと、こ

のように考えております。

- 〇議長(荒川 政義君) 吉村議員。
- ○議員(10番 吉村 忍君) ありがとうございました。非常に前向きな答弁であるというふうに自己解釈をしております。

昨日、第1回周防大島リレーマラソンが行われましたけれども、この大会は中学生3人、高校生2人、一般が2人という構成をすることが条件となっておりますけれども、その条件の中で唯一町内のスポーツクラブ単体で出場したのが、そのスポーツ少年団の指導者と町内の中高生で構成されたスイミングクラブでございました。このことが示しますように、本日トップバッターの新田議員が部活動の地域移行がすぐにでも可能であるのがこういった水泳部の状況でございます。さらに、その際に重要となるのがこのB&G海洋センタープールでございますので、さらに、前向きな御検討をよろしくお願いを申し上げます。

ちなみに先ほどのスイミングクラブは町内のスポーツ少年団であるにもかかわらず、柳井市の プールに通って練習をしております。その際には町からも助成をいただいておりません、交通費 等を実費で行っています。プールの使用料も実費で行っておりますので、その辺もあわせて御検 討をお願い申し上げます。

また、以前、竜崎温泉のプールで高齢者等を対象にしたプール指導というものが介護保険課で行われていたんですけれども、現在は竜崎温泉のプールが使えないため、こういった町民活動に資する活動も中止となっております。また、このB&G海洋センターがある地区の皆さんの交流の場として、このプールの利用・活用が求められるものというふうに思っております。

仮に、このB&G海洋センタープールの温水化が実現された際には、利用者の増加、費用対効果の向上等の取組を私どももともに考えて実行していきたいと思っておりますので、引き続きの御尽力を賜りたいと思います。

以上、執行部の皆様には物足りないかもしれませんが、以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 〇議長(荒川 政義君) 以上で、吉村忍議員の質問を終わります。
- ○議長(荒川 政義君) 以上で、本日の日程は全部議了しました。 本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、12月21日水曜日午前9時30分から開きます。

〇事務局長(大川 博君) 御起立願います。一同、礼。

午後3時08分散会